

(案)

鶴岡市過疎地域持続的発展計画

(令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度)

令和 8 年●月

山形県鶴岡市

(案)

策定・改定履歴

(令和3（2021）年度～令和7（2025）年度)

- ・令和3（2021）年9月 策定
- ・令和4（2022）年2月 改定
- ・令和5（2023）年3月 改定
- ・令和5（2023）年10月 改定
- ・令和6（2024）年3月 改定
- ・令和7（2025）年3月 改定
- ・令和7（2025）年9月 改定

(令和8（2026）年度～令和12（2030）年度)

- ・令和8（2026）年●月 策定

目次

1. 基本的な事項	1-1
(1) 鶴岡市の概況	1-1
(2) 人口及び産業の推移と動向	1-4
(3) 行財政の状況	1-5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	1-7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	1-11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	1-11
(7) 計画期間	1-12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	1-12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2-1
(1) 移住定住	2-1
(2) 地域間交流の促進	2-2
(3) 人材育成	2-4
(4) 目標値	2-5
(5) 計画	2-5
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	2-6
3. 産業の振興	3-1
(1) 農業	3-1
(2) 林業	3-3
(3) 水産業	3-4
(4) 工業	3-6
(5) 商業	3-8
(6) 雇用・労働	3-9
(7) 観光	3-10
(8) 港湾	3-11
(9) 目標値	3-12
(10) 計画	3-13
(11) 産業振興促進事項	3-14
(12) 公共施設等総合管理計画等との整合	3-14
4. 地域における情報化	4-1
(1) 防災行政無線	4-1
(2) ケーブルテレビ	4-1
(3) 地上波テレビ共聴組合	4-1
(4) 光ファイバー網施設	4-2
(5) デジタル技術の活用	4-2
(6) 目標値	4-3

(7) 計画	4-3
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	4-3
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	5-1
(1) 市道	5-1
(2) 農林道	5-1
(3) 交通	5-2
(4) 目標値	5-3
(5) 計画	5-4
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	5-4
6. 生活環境の整備	6-1
(1) 水道	6-1
(2) 下水道.....	6-1
(3) 消防.....	6-2
(4) 火葬場.....	6-3
(5) 市営住宅.....	6-3
(6) 公園・緑地.....	6-4
(7) 克雪.....	6-5
(8) 空き家.....	6-5
(9) 老朽化施設.....	6-6
(10) 生活環境.....	6-6
(11) 廃棄物・リサイクル.....	6-7
(12) 防災.....	6-8
(13) 防犯・交通安全.....	6-9
(14) 目標値.....	6-11
(15) 計画	6-11
(16) 公共施設等総合管理計画等との整合	6-12
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	7-1
(1) 児童福祉	7-1
(2) 高齢者福祉	7-2
(3) 障害者福祉	7-3
(4) 母子保健	7-4
(5) 健康増進	7-5
(6) 目標値	7-7
(7) 計画	7-7
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	7-8
8. 医療の確保	8-1
(1) 地域医療	8-1

(2) 目標値.....	8-2
(3) 計画	8-2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	8-2
9. 教育の振興	9-1
(1) 学校教育	9-1
(2) 生涯学習	9-2
(3) スポーツ	9-3
(4) 目標値	9-5
(5) 計画	9-5
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	9-6
10. 集落の整備	10-1
(1) 集落対策と広域コミュニティ	10-1
(2) 目標値	10-2
(3) 計画	10-2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	10-2
11. 地域文化の振興等	11-1
(1) 文化資源・芸術文化	11-1
(2) 目標値	11-2
(3) 計画	11-2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	11-2
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	12-1
(1) 再生可能エネルギー	12-1
(2) 目標値	12-1
(3) 計画	12-1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12-1
参考資料	参考-1

1. 基本的な事項

(1) 鶴岡市の概況

①鶴岡市の自然的、歴史的、社会的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は山形県庄内地方の南部に位置し、新潟県と接している。北部には庄内平野が広がり、赤川水系（赤川・大山川）および最上川水系（京田川・藤島川）などの河川が市内を貫流する。東部から南部にかけては出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山地が連なり、西部は日本海に面して約42kmの磯浜が形成されている。

気候は日本海側で、対馬海流の影響を受け、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天・降雪・積雪が多い。令和6（2024）年の気候指標は、年平均気温14.2°C、最高気温37.0°C、最低気温-3.2°C、年降水量2,538mm、年間日照時間1,558.4時間である。

市域は東西約43.1km、南北約56.4km、総面積1,311.51km²である。土地利用（令和6（2024）年地目別土地面積）は、森林757.41km²（約58%）、農用地199.05km²（約15%）、宅地32.38km²（約2%）となっている。

(イ) 歴史的条件

本市は、平成17（2005）年10月1日に鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・朝日村・温海町の合併により発足した。庄内地方は中世から近世にかけて、武藤氏、上杉氏、最上氏、酒井氏が統治し、特に近世には徳川譜代の酒井氏による城下町整備が進み、本市の基盤が形成された。明治の市町村制施行以降、大正・昭和の合併を重ね、現在の市域と行政体制に至っている。

(ウ) 社会的条件

本市の道路網は、東北横断自動車道酒田線および日本海沿岸東北自動車道により広域連携が確保され、国道7号・112号・345号が市内主要拠点を結ぶ骨格を形成している。これらに主要地方道・一般県道・市道が連結し、広域的なネットワークを構成している。鉄道はJR羽越本線が市域を縦貫し、市内に10駅を有する。空路は第3種空港である庄内空港に羽田線が1日4往復就航している。

(エ) 経済的条件

就業構造は、第一次産業就業者が昭和35（1960）年以降一貫して減少、第二次産業は増加後に横ばい、第三次産業は増加基調にある。1人当たり市町村民所得は令和4（2022）年度で3,237千円となり、県平均（2,997千円）を240千円上回っている。

②鶴岡市における過疎の状況

(ア) 人口動向

本市の人口は、昭和35（1960）年以降おおむね減少傾向にあり、昭和50～55（1975～1980）年に一時的な増加を示した後、再び減少に転じた。令和2（2020）年国勢調

査では 122,347 人である。年齢三階層別では、年少人口は低下（昭和 55（1980）年：21.1%→令和 2（2020）年 11.0%）し、老人人口は上昇（昭和 55（1980）年：12.4%→令和 2（2020）年 35.1%）した。

また世帯数は核家族化の進展により増加（昭和 55（1980）年：39,326 世帯→令和 2（2020）年：45,666 世帯）した。

区分	昭和 55 年 1980 年	平成 2 年 1990 年		平成 17 年 2005 年		平成 27 年 2015 年		令和 2 年 2020 年	
	実数（人）	実 数 (人)	増 減 率(%)	実 数 (人)	増 減 率(%)	実 数 (人)	増 減 率(%)	実 数 (人)	増 減 率(%)
総数	153,330	150,840	-1.6	142,384	-5.6	129,652	-8.9	122,347	-5.6
0~14 歳	32,278	28,024	-13.2	19,698	-29.7	15,347	-22.1	13,441	-12.4
15~64 歳	102,003	97,026	-4.9	84,922	-12.5	72,430	-14.7	65,728	-9.3
うち 15~ 29 歳 (a)	30,069	24,213	-19.5	20,552	-15.1	15,499	-24.6	13,914	-10.2
65 歳~ (b)	19,049	25,782	35.3	37,630	46.0	41,303	9.8	43,178	4.5
(a) /総数 若年者比率	19.6	16.1	-	14.4	-	12.0	-	11.4	-
(b) /総数 高齢者比率	12.4	17.1	-	26.4	-	31.9	-	35.3	-

表 1- (1) -1 これまでの人口の推移

出典：国勢調査（総務省）

(イ) これまでの過疎法に基づくものも含めたこれまでの対策

本市では、鶴岡市過疎地域持続的発展計画（令和 3（2021）年 9 月策定）に基づき、過疎対策を実施してきた。計画内には 91 項目の目標を設定し、毎年達成状況を確認してきた。

(ウ) 現在の課題

人口の少子高齢化や地域人口の減少は、市全域で進んでおり、特に合併前から過疎地域に指定されている朝日地域、温海地域では極めてその傾向が著しく、今後の過疎地域の集落の暮らしの維持が懸念されている。このため、過疎地域の集落においては、農林水産業の維持、雇用の場の確保、医療・買い物などをはじめとした基礎的サービスを支える生活交通の確保など、依然として多くの課題を抱えている。

特に、地理的・地形的条件の厳しい地域においては、これまで集落で行ってきた公民館、消防施設、水路の維持管理等の共同作業を、集落内だけで対応することが困難

になっているところや、消防や自主防災活動などの地域防災力が低下しているところがあるなど、住民生活に直接かかわる問題も生じている。

また、集落の生活基盤となっていた農林業などの衰退により、山林・農地が荒れていいく中で、鳥獣被害が拡大し、農業・農村の維持がますます困難になっていることや、森林の荒廃により、水源涵養や里山の生物多様性の確保など、公益的機能にも影響を及ぼすことが懸念されるなど、深刻な状況にある。

一方、本市は、東北一広い面積を有し、朝日地域、温海地域の一帯は、東南部に出羽三山、朝日連峰を中心とする広大な山岳・丘陵地帯が続いており、本市中山間地域は、そこに豊かな森林地帯が形成され、美しい景観をみせながら、優れた木材や特用林産物など、多くの森の恵みを市民にもたらしてきた。また、自然災害や地球温暖化の防止、良質な水源の涵養など公益的機能を担い、貴重な伝統文化、生活文化を今に残している。

こうした中山間地域の持つ文化的かつ公益的な役割・意義というものを十分に認識し、それを損なうことなく、新たな対策を講じることが重要である。

(エ) 今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は、以下の表1- (1)-2のとおり減少すると予測されている。

区分	令和2年 2020年	令和7年 2025年		令和12年 2030年		令和17年 2035年		令和22年 2040年		令和27年 2045年		令和32年 2050年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	122,347	114,566	-6.4	106,703	-6.9	99,090	-7.1	91,644	-7.5	84,250	-8.1	76,968	-8.6
0~14歳	13,441	11,329	-15.7	9,580	-15.4	8,381	-12.5	7,648	-8.7	6,938	-9.3	6,147	-11.4
15~64歳	65,728	60,301	-8.3	55,369	-8.2	50,555	-8.7	44,725	-11.5	39,558	-11.6	35,203	-11.0
うち 15~29歳 (a)	13,914	12,991	-6.6	11,560	-11.0	9,958	-13.9	8,417	-15.5	7,192	-14.6	6,311	-12.2
65歳~ (b)	43,178	42,936	-0.6	41,754	-2.8	40,154	-3.8	39,271	-2.2	37,754	-3.9	35,618	-5.7
(a) /総数 若年者比率	11.4	11.3	-	10.8	-	10.0	-	9.2	-	8.5	-	8.2	-
(b) /総数 高齢者比率	35.3	37.5	-	39.1	-	40.5	-	42.9	-	44.8	-	46.3	-

表1- (1) -2 これからの人口の見通し

出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

農林水産業は、今後とも当地域の優れた特性を生かし、持続的に発展する基幹的な産業と位置付ける。

そのため、意欲のある担い手が積極的に経営の安定・拡充に取り組み続けて行けるよ

う、総合的観点から農林水産業の維持・振興・発展に努める。

また、食文化や絹織物業など伝統ある地域産業を守り育てることも含め、工業集積の充実・強化を促しながら、農商工連携の促進、技術革新の進展に対応した知識集約型産業の誘致などにより新産業の集積を促し、力強い地域経済を構築する。そして、今後も多様で魅力ある就業機会を創出し、若者が将来に向けて希望を持ち、意欲を強めて努力して行くことを促すように必要な環境づくりに努める。

さらに、本市には農業と工業を専門とする高等教育研究機関が設置され、高度で先端的な教育研究活動を活発に展開しており、山形大学農学部や鶴岡工業高等専門学校は、開設以来、その役割を大きく果たしてきた。さらに平成の年代に入り、生命科学と公益を領域とする高等教育研究機関として慶應義塾大学先端生命科学研究所と東北公益文科大学大学院が新たに設置され、活発な研究教育活動が始まり、そのうち研究所ではすでに世界的に高く評価される研究成果を次々に挙げている。この研究所の高度な活動成果をもとに、バイオクラスターの形成に取り組む。

今後は、地域社会の振興・発展にとって知識の果たす役割が一層大きくなっていくと予想され、こうした高度な教育研究活動が行われることは、本市の将来にとって極めて意義深く、今後ともこれらの機関と市内の住民や産業との協調にも配慮しながら、機能の一層の充実・強化を促進する。

また、庄内地域の中核都市として、必要な都市基盤を充実するとともに、高速交通ネットワークの拡充により、国内外との交流を活発化して地域の活力を高め、一層存在感のある都市づくりを目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は昭和 55 (1980) 年 153,330 人であったが、令和 2 (2020) 年に 122,347 人となって 30,983 人減り、20.2%の減少率となった。年代別の推移では、0~14 歳の人口が 58.4%減少、15~64 歳の人口が 35.6%減少しているのに対し、65 歳以上の人口は 126.7%増加している。今後もこの傾向は続くものと思われ、地域社会の活力を維持するうえで深刻な問題となっている。

第一次産業の就業者は、昭和 55 (1980) 年は 6,834 人、令和 2 (2020) 年には 5,598 人となっている。全体に占める割合は、昭和 55 (1980) 年の 13.8%から令和 2 (2020) 年には 9.0%となっている。第二次産業の就業者は、第一次産業の減少に伴い増加を見せてきたが、就業人口全体に占める割合はここ 15 年間ほぼ横ばいである一方、就業者数は減少している。サービス産業の就業者の増加に伴い、第三次産業の就業人口全体に占める割合は増加傾向が続いているが、ここ 10 年間の就業者数はほぼ横ばい状態となっている。

今後も就業人口の割合としては、第一次産業はゆるやかな減少、第三次産業の増加が見込まれるが、昭和 55 (1980) 年以降、就業者人口総数は減少傾向にあるため、実就

業者人口については第二次産業の減少、第三次産業はほぼ横ばいに推移することが見込まれる。

(3) 行財政の状況

本市は合併以来、行財政改革や地域活性化に取り組んできたが、人口減少や少子高齢化、地方交付税の優遇措置終了による収入減など厳しい状況が続いている。こうした中で、地域の発展につながる施策を推進し、多様化する行政ニーズに対応できる効率的で効果的な行財政運営を進める必要がある。

令和2（2020）年度の歳入総額は平成22（2010）年度と比べ37.7%の増加となっている。また、令和2（2020）年度の歳出総額は、平成22（2010）年度と比べ43.1%の増加となっており、義務的経費が3.8%、投資的経費が53.8%、その他経費が90.4%増加するなど、歳入歳出いずれも決算額が大幅に増大している。

また、経常収支比率については、平成22（2010）年度が87.9%、令和2（2020）年度が91.3%となっており、依然として財政構造の硬直性が高い水準にある。

(案)

区分	平成 22 年度 2010 年度	平成 27 年度 2015 年度	令和 2 年度 2020 年度
歳入総額 A	67,224,466	70,533,373	92,593,307
国庫支出金	8,092,221	7,344,916	25,671,085
都道府県支出金	4,445,044	5,394,490	5,591,831
地方債	8,092,300	5,864,100	10,479,140
うち過疎対策事業債	225,400	819,300	5,074,700
その他	46,594,901	51,929,867	50,851,251
歳出総額 B	63,648,082	65,831,411	91,088,014
義務的経費	30,669,285	31,536,985	31,846,543
投資的経費	9,686,027	6,793,876	14,892,315
うち普通建設事業	9,491,731	6,731,993	14,393,218
その他	23,292,770	27,500,550	44,349,156
歳入歳出差引額 C (A-B)	3,576,384	4,701,962	1,505,293
翌年度へ繰越すべき財源 D	468,719	88,188	177,956
実質収支 C-D	3,107,665	4,613,774	1,327,337
財政力指数	0.432	0.417	0.428
経常収支比率	87.9	89.7	91.3
公債費比率	14.6	-	-
起債制限比率	12.8	-	-
実質公債費比率	15.8	8.5	5.8
将来負担比率	121.3	61.5	50.2
地方債現在高	77,934,583	73,142,056	81,486,450

表 1- (3) -1 鶴岡市財政の状況

区分	昭和55年度末 1980年度末	平成2年度末 1990年度末	平成12年度末 2000年度末	平成22年度末 2010年度末	令和2年度末 2020年度末
市町村道	1,060,578	1,261,251	1,416,866	1,501,171	1,519,391
	改良率 (%)	46.3	64.1	74.5	78.5
	舗装率 (%)	47.2	78.0	86.3	90.2
農道					
	延長 (m)			700,534	616,668
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	57.9	61.8	73.1		
林道					
	延長 (m)			313,455	323,323
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.1	4.6	4.8		
水道普及率 (%)	96.3	99.1	99.4	99.7	99.8
水洗化率 (%)	41.3	70.6	84.0	89.6	93.1
人口千人当たり病院、診療所 病床数 (床)	11.4	12.5	12.9	12.3	12.7

表 1- (3) -2 主要公共施設等の整備状況

出典：公共施設状況調査（総務省）

道路施設現況調査（国土交通省）

水道統計（公益社団法人日本水道協会）

つるおかの下水道（鶴岡市）

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市の行政区域面積は東北最大であり、その約7割を林野が占める中、集落等の居住区域が散在している。その結果、市の中心部の市街地には、一定程度の都市機能の集積があるものの、行政区域のほとんどを占めるそれ以外の地域については、社会基盤の整備が十分でない状況にある。

こうした中、本市は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3(2021)年法律第19号)が定める区分として、旧市町村単位での一部過疎地域を含むみなし過疎となっている。しかし、一部過疎地域以外においても、人口減少が著しく一部過疎地域と同様の問題を抱える地区が存在しており、過疎対策は、一部過疎地域をはじめ、全市的な課題として捉え、具体的な施策を講じていく必要がある。

①持続的発展に必要な視点

施策を講じるにあたっては、市域全域において、一定の行政サービスを提供し、地域

の均衡ある発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の支援措置を活用しながら、国県市道の体系的整備や情報・通信サービスの環境整備など、市全域の一体化促進に配慮しつつ総合的に地域の自立を促進していく必要がある。

また、SDGs（持続可能な開発目標）で示されている社会・経済・環境の統合性と持続可能性、多様性などを重視する考え方は、過疎対策を講じる上でも普遍的で共通した理念として捉えることができることから、本市の過疎対策においても SDGs の方向性と結び付けながら、関連する施策に取り組んでいく。

(ア) 住民の暮らしと安全安心の確保

過疎地域において、住民が地域に住み続けられる環境を維持するためには、過疎地域の課題を踏まえた生活環境の整備を進めていく必要がある。公共交通の確保や、買い物支援、雪対策、自然災害の防止などは、住民が安心して地域で暮らすための重要な課題となっている。

また、子育て環境や医療の充実、働く場の確保などは、地域の担い手や移住を希望する者にとって重要な要素であることから、これらの取組を推進し、条件不利により生じる生活格差の是正を図りつつ、住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりを進めていく。

(イ) 地域資源を活用した魅力の創造

本市は、広大な林野の豊かな森林資源や茫茫と広がる日本海の海洋資源、これらと連続する田園や農山漁村の個性豊かな地域環境など、他に類をみない恵まれた自然や文化を有している。また、先人たちのたゆまぬ努力で培ってきた技術によって営まれ、風土を生かして育まれる多彩な農林水産物に支えられた食文化は、世界が認めるユネスコ食文化創造都市として評価されている。

農林水産業については、これまで守り育ててきた自然や食文化を支えている基幹産業として維持・振興・発展させていくため、生産拡大と所得向上を目指して、夢と希望を持って新たなチャレンジに取り組める魅力ある農林水産業と活力ある農山漁村を形成していく。

商工業や観光については、先人から受け継がれてきた技術や技能、優れた研究教育基盤や自然環境、歴史・文化など豊かで多様な地域資源を生かし発展させていくとともに、観光ニーズの多様化や社会の変化に的確に対応し、観光誘客など多様な国内外との交流を積極的に推し進め、地域の魅力的な資源を生かした商工観光産業の活性化と多様な交流の促進により、若者をはじめ多くの人を惹きつける地域づくりを進めていく。

また、地域文化の振興については、市民主体の芸術活動を促進するとともに、地域特有の歴史や文化、風土に根ざし受け継がれてきた文化財を適切に保存継承し、文化財を核にした地域活性化や観光振興を図る。

(ウ) 集落の維持・活性化と広域化による対応

過疎地域において、今後もコミュニティ機能を維持していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域の課題解決に取り組むことが重要であり、住民主体の地域づくりを行うための主体となる「地域運営組織」や「広域コミュニティ」等の取組をさらに推進していく必要がある。

また、住民主体の地域づくりを進めるにあたっては、多様な世代が地域づくり活動を通じて、地域に誇りを持ち、自らが主体となって、地域の課題解決に率先して取り組む環境整備を行いながら、地域づくりを担う人材の育成・確保を図っていくことが重要となっている。また、その際には、移住者や地域おこし協力隊などのほか、関係人口などの外部人材の力を借りながら、地域の課題を「我が事化」し、地域と行政が一体となって解決に向けて取り組んでいくという体制の構築を促進していく。

さらに、地域づくりを担う次世代の人材を育成していくためには、幼少期のうちから地域を知り、郷土を愛する心を育成することが大切であり、学校や公民館などの社会教育施設と連携した地域づくり活動への取組を推進していく。

②新たな潮流への対応

(ア) 人の流れの創出と新たな担い手の育成

近年、都市部の若者の間で「田園回帰」の潮流が高まっていることから、この機を捉え、密を避けつつ自然が豊かな環境で、いきいきと暮らすことができる過疎地域の魅力を磨き上げ、都市部の移住希望者への情報発信や、都市部と過疎地域の連携・交流など新たな人の流れを創出する取組を推進していくことが重要である。

また、地域外から継続的に地域に関わる、いわゆる「関係人口」も地域の新たな担い手として位置づけ、地域住民との交流や地域活動への参加など、地域との関わり方を創出していく。

(イ) デジタル技術の活用

国は、AI や IoT、ICT、5G などの革新的技術を活用した超スマート社会「Society5.0」の実現に向けた取組を進めており、新型コロナウィルス感染症拡大による新しい生活様式の普及などから、市内の住民・企業においてもリモートワークが広がるなど、デジタル化の動きが急速に進展している。

担い手不足が深刻化する過疎地域において、革新的技術の活用は、条件不利を補い、少ない人口で地域社会を維持・発展させるための有効な手段として期待されており、今後は、本市においても、市民、団体、企業、高等教育機関等との連携を図りながら、「誰一人取り残さない、持続可能で多様な幸せを実感できる地域社会の実現」を目指し、デジタル技術やデータ活用を通して、市民の利便性や行政サービスの向上等を図る総合的なデジタル化を推進していく。

③地方版総合戦略との関連

本市では令和6(2024)年3月に鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけるべく、以下の4つの基本目標を定め、地方創生に係る各種施

策を講じることとしている。その理念は過疎地域の持続的発展を目指す本計画にも通じるものであるため、地方版総合戦略と本計画に掲げた各種施策を着実に実行することにより、人口減少を克服し活力ある地域を今後も維持するものと考える。

【基本目標 1】

安心して働いていくためのしごとをつくり、担い手を育てる

- 1 付加価値の高い地域産業や魅力あるしごとづくりの促進
- 2 農林水産業の成長産業化の推進
- 3 いきいきと働くことができる環境づくり
- 4 ふるさと鶴岡を愛する教育の推進

【基本目標 2】

ひとの交わりを加速させ、移住者や関係人口を増やす

- 1 移住・定住・地元回帰の促進
- 2 関係人口・交流人口の拡大

【基本目標 3】

結婚・出産の希望を持つひと、子育てするひとを全力で応援する

- 1 結婚支援の推進
- 2 妊娠・出産・子育ての支援
- 3 男女共同参画の気運醸成

【基本目標 4】

地域の支え合いを通じて、まちの安全を守り、活気を生み出す

- 1 まちの賑わい創出と支え合うコミュニティの形成
- 2 安全・安心な暮らしを守る

鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略に定める目標

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

	基準値	目標値
商工団体及び産業振興センターの「特定創業支援等事業」を受けた新規創業者数（※）	(R4) 34 件	(R10) 累計 250 件
新規就農者数（※）	(R1～R4) 累計 172 人	(R1～R10) 累計 450 人
魅力ある就職・就労先があると満足している人の割合（※）	(R5) 25.0%	(R10) 29.0%
移住定住施策による移住件数(年間)（※）	(R4) 76 件	(R10) 89 件
観光消費（※）	(R4) 27,790 百万円	(R10) 39,682 百万円
合計特殊出生率（※）	(R3) 1.44	(R10) 1.80
子育て支援サービス、保育所などの充実度や利用しやすさを感じている人の割合（※）	(R5) 49.2%	(R10) 56.0%
健康・医療サービスなどの充実度や利用しやすさを感じている人の割合（※）	(R5) 47.3%	(R10) 52.0%
普段の生活の中で幸せな気持ちになる子どもの割合（※）	(R5) 小学生：89.9% 中学生：87.1%	(R10) 小学生：91.0% 中学生：88.0%

※目標値は第2次鶴岡市総合計画後期基本計画（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）の目標指標に合わせ設定。令和12（2030）年度の目標値については、次期総合計画の策定に合わせ設定を行う。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を推進するためには、進捗状況を把握・管理し、市民に広く公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要となる。このことを踏まえ、本計画の進行をPDCAサイクルに基づき管理する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 13（2031）年 3 月 31 日までの 5
カ年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等は、「少子高齢化に伴う人口減少と市民ニーズの変化」、「施設の老
朽化」、「更新等に係る財政負担の一定期間への集中」といった課題に直面している。

このような課題に対し、鶴岡市公共施設等総合管理計画は、長期的な視点で更新・統
廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図りながら、
公共施設等の本来の機能を永く確実に発揮させ続けることを目的に策定されている。

本計画においても、鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、必要な投資を
しっかりと見極め、着実に実施していく。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住定住

①現況と問題点

人口減少、少子高齢化が急速に進む地域では、地域力の維持・強化を図るために、地域づくりの担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっている。

一方、社会の成熟化などに伴い、働き方や生き方の価値観が多様化しており、情報通信技術の普及によりテレワークが進展し、勤務地にとらわれない働き方が可能となっている。

また、移住による「定住人口」や観光による「交流人口」だけでなく、二地域居住や複数の地域を往復して生活・就労する「関係人口」が増加している。新型コロナウィルス感染症を契機に地方で暮らすことへの関心が高まっているが、具体的な行動に移していくためには、いくつかの課題がある。

(ア) 情報発信

移住希望者や移住を検討している者が移住候補地など必要とする情報を容易に見つけられることが重要であり、専用のウェブサイトやリーフレットなどによる情報発信や、動画などにより移住後の生活がイメージできること、実際に移住した人の声を聞けることが必要である。

(イ) 相談体制

移住希望者等が、抱えている不安を解消・軽減させるためには、気軽に相談でき、個々の事情に応じたアドバイスができる体制が必要である。

(ウ) お試し体験

初めての土地での生活は多くの不安が伴うことから、移住前のトライアルとして、本市を深く知ってもらうための機会を提供することが、移住を決断する際の重要な判断材料になっている。

(エ) 移住支援

移住にあたっては、仕事、住まい、地域との関わりなど様々な不安が生じることから、それらの不安を軽減するために支援することで、移住したことの満足感に繋がり、その後の定住に結び付く。

(オ) 地域との関わり

地域や地域の人々と継続的かつ多様な形でかかわる関係人口は、将来的に地域活動の担い手になることが期待されている。

②その対策

人口減少が進行し、地方への関心が高まる中、流出人口の抑制と流入人口の増加を図るため、首都圏在住者などに対する鶴岡のPR活動やUIターンに関する相談事業、受入企業などの情報発信、地域の魅力や課題を知る機会の提供などを通し、本市への移

住・定住を促進する。

(ア) 情報発信

移住プロモーターを配置し、移住者だけでなく、地域で活躍している人、起業で活躍している人を掘り起こし、県外在住者に対して、鶴岡ならではの魅力ある暮らしを積極的に発信する。

(イ) 相談体制の強化

移住コーディネーターを配置し、きめ細かな相談対応と、関係機関との連携による相談体制を強化する。また、首都圏で開催されるイベントに積極的に出展し、移住潜在層の掘り起こしを行う。

(ウ) お試し体験

移住プログラムや多様な働き方の提案により、UI ターンへの不安を解消する場と機会を提供する。

(エ) 移住支援

住まいやテレワークを含む就業に関する支援の充実、移住者相互のネットワークの構築や情報共有、地域住民との交流の場を提供し、移住者が地域に定住できる環境づくりを行う。

(オ) 地域との関わり

地域の暮らし体験や二地域居住、ボランティア等での関わりなどを促進し、関係人口の拡大を図る。

(2) 地域間交流の促進

①現況と問題点

本市の国内の兄弟都市、姉妹都市、友好都市等とは、各都市を代表する祭りやイベントでの観光、物産の紹介のほか、様々な分野で相互交流活動を実施し絆を深めてきた。

また、国際友好都市とは、子ども（児童・生徒）や友好団体などによる相互交流を実施し、国際感覚を身につけ世界で活躍できる人づくりや、国際理解の取組を支援してきた。

(ア) 国内都市交流の推進

交流のきっかけとなった歴史や文化的背景を基に、人口減少等を踏まえ、双方にとって有益となる交流（物産販売、特産品の導入、SDGs に即した取組など社会、産業、経済面での交流・連携）を拡大し、地域活性化を図ることが重要である。

種類	相手先	盟約日/締結日	備考
兄弟都市	鹿児島市	昭和 44 (1969) 年 11 月 7 日	旧鶴岡市盟約
友好都市	江戸川区	昭和 56 (1981) 年 5 月 25 日	旧鶴岡市盟約
姉妹都市	北海道木古内町	平成元 (1989) 年 4 月 27 日	旧鶴岡市盟約
姉妹都市	北海道名寄市	平成 8 (1996) 年 8 月 1 日	旧藤島町盟約
友好都市	東京都新島村	昭和 59 (1984) 年 11 月 15 日	旧羽黒町盟約
友好協力 協定	東京都墨田区	平成 9 (1997) 年 7 月 14 日	旧朝日村締結
友好都市	鹿児島県曾於市	平成 13 (2001) 年 10 月 17 日	旧温海町姉妹盟約

表 2- (2) -1 国内の交流都市一覧

(イ) ふるさと会の組織活性化

新規会員登録者数が少なく、若い会員の不足などにより会員の高齢化が進み、交流機会の減少が想定されることから、会員の拡大に向けた若い世代への情報発信を強化するなど、交流増加に向けた新たな取組・内容の検討が必要である。

(ウ) 国際都市交流の推進

市民による多様な機会を捉えた国際交流の推進により、国籍や民族の異なる人々がお互いに文化の違いを認め合い共に生きる「多文化共生社会」の実現に向けて取り組むとともに、国際感覚や世界的な視野を身につけた人材の育成を図ることが必要である。

種類	相手先	盟約日/締結日	備考
姉妹都市	ニューブランズウィック市 (米国ニュージャージー州)	昭和 35 (1960) 年 6 月 10 日	旧鶴岡市盟約
友好都市	ラフォア市(仏領ニューカレドニア)	平成 7 (1995) 年 2 月 9 日	旧鶴岡市盟約
友好協力 都市	尚志市(中国黒龍江省)	平成 12 (2000) 年 10 月 25 日	旧温海町調印

表 2- (2) -2 国外の交流都市一覧

②その対策

(ア) 国内都市交流の推進

これまで培われてきた国内の都市交流を進め、市民による文化、スポーツなどの幅広い交流を展開し、郷土愛の醸成や交流人口の拡大による地域の活性化を図る。また、交流を通じて築かれた人的ネットワークを活用し、観光や物産をはじめとする市政情報の PR などに取り組むとともに、SDGs、自然環境などをテーマとした施策連携に

も取り組み、地域産業の振興や持続可能な社会づくりなどにつなげていく。

(イ) ふるさと会の組織活性化

各地域出身者による「ふるさと会」の活動を支援するとともに、人材ネットワークを通した情報発信を行い、観光・企業誘致・移住等の地域振興の基盤整備をめざす。

(ウ) 国際都市交流の推進

これまでの友好都市や姉妹都市との交流の歴史を踏まえ、国際都市交流を一層推進するとともに、国際的な感覚を備えた若者の育成を図る。また、「鶴岡市国際化推進プラン」に基づき、多文化共生のまちづくりの推進と国際化対応の充実に取り組むとともに、ユネスコ創造都市ネットワークに加盟する都市との交流をはじめ、幅広い国際交流が行われるための環境づくりを推進していく。

(3) 人材育成

①現況と問題点

人口減少、少子高齢化の進行は、地域が抱える困りごとや課題に対して、担う側の人材不足を招いている。

本市では、地域ビジョンの策定プロセスを通じて、地域を知り、地域の未来に対して、様々な人たちと話し合う場を作り、地域づくり人材の発掘・育成を進めている。

また、地域の実情に応じた市民の自発的な学習活動や、学びの成果を生かした地域づくりの実践が活発に展開されるよう、その機会と学習情報の提供を行っている。

(ア) 地域、学校、高等教育機関との連携

地域、地元企業、高等教育機関との連携により、地域の大人と関わりながら、多様な学びや体験活動を通して、子どもたちの探究心や自立心、郷土に対する誇りと愛着を育むことが重要である。

(イ) 地域活動の促進

地域づくりの経験は、早い段階から地域に関わり、地域課題を「我が事」として捉え、地域の声や困りごとに気付くことが重要である。また、地域づくりの担い手には、地域の中にいるからこそ気付くことと、地域から一歩外へ出て地域を俯瞰するからこそ気付くことの2つの視点が重要であり、その気付きから行動に繋げていくための挑戦の場の創出が必要である。

(ウ) 誰もが活躍できる環境の整備

地域づくりを進めるにあたっては、その時々の状況に応じて、自分達で考え、決め、行動できるようになることが重要であり、そのためにも女性や若者などあらゆる人たちが地域づくりに関わることのできる環境が必要である。

②その対策

(ア) 地域、学校、高等教育機関との連携

個人の生きがいづくりや地域課題解決に必要な知識を身に付けるため、高等教育機

関や地元企業、関係機関と連携し、多様な学習機会の提供を行う。また、高等教育機関等による人材育成や情報発信への支援を通じて、本市を支える人材の流入と定着を促し、次世代を担う人づくりを進める。

(イ) 地域活動の促進

社会活動に参画する中で、人と人とのつながりを通して自ら考え地域課題を見つけ、課題解決のための実践や、他者と協働する経験を促し、社会力を持つ人間性豊かな自立した人づくりを進める。また、地域の大人と関わりながら、豊かな自然環境の中での多様な学びや体験活動を通して、子どもたちの探究心や自立心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気でたくましい成長を促進する。

(ウ) 誰もが活躍できる環境の整備

多様性を認め合う共生の意識や国際感覚を高め、あらゆる分野において、立場や性別に関わらず誰もが活躍できる環境を整備していく。

(4) 目標値

	基準値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
行政及び民間における相互交流件数	21 件	25 件
地域ビジョン策定件数 (累計) (※)	16 件	20 件

※「10 集落の整備」においても同じ目標値を使用している。

(5) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	移住・定住	移住・定住促進 事業
			鶴岡市
			婚活支援事業
			鶴岡市
	地域間交流	多文化共生推進 事業	鶴岡市
	人材育成	関係人口創出・ 拡大事業	鶴岡市
		地域間交流事業	鶴岡市・団体等
		人材育成推進事 業	鶴岡市・団体等

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

3. 産業の振興

(1) 農業

①現況と問題点

(ア) 農業を支える人材の育成確保

高齢化等の進行により基幹的農業従事者が年間 160 名程度減少している一方、新規就農者は年間 40 名程度にとどまっている。

本市の特徴として、親元就農に比べ域外や農外からの新規参入が少ない状況にあることから、農家の子弟など地域内の後継者育成を強化するとともに、域外や農外から新たに人材を呼び込み、担い手として育成する必要がある。また、県全体と比較して雇用就農の割合が低い傾向にあり、その受け皿となる高い生産力と安定した経営力を持つ企業的な経営体の育成も必要である。

(イ) 地域経済を支える農業生産の拡大

平成 30（2018）年度をピークに減少傾向にあったが、令和 5（2023）年の農業産出額は 286.2 億円（東北 7 位、全国 43 位）となっており、前年度を 8 億円上回る 5 年ぶりの増加となった。

また、農業産出額の構成割合は米が約 45%、園芸作物が約 42% となっており、米と園芸作物の両輪で本市の農業産出額を支えている。

水田農業については、ほ場整備率が 85% と高いが、大区画化率は低く、中山間地域を中心に未整備水田があること、オープン灌漑のほ場では、農家の高齢化により水管理等の労力が負担となっていることから、ほ場の再整備の要望が高まっている。また、施設面では、カントリーエレベーター等の老朽化が進み、また、稼働率も低下しつつあるため、施設再編等の検討が必要な時期になっている。

転作の中心となっている大豆及びそばについては、播種・収穫作業の遅れや降雨などの天候要因により、品質・単収が不安定となっている。

こうした中で水田農業による所得を確保するためには、需要に応じた主食用米の生産に取り組むとともに、輸出用米をはじめとする非主食用米の生産拡大や生産コストの低減に取り組んでいく必要がある。

園芸作物については、だだちゃ豆、庄内砂丘メロン、庄内柿、ねぎなどの主要品目について、ブランド化の取組を強化し、付加価値向上及び販路拡大を進めている。

果樹生産においては、離農者の樹園地が廃園となり、作付面積が減少していることから、第三者への園地継承に向けた取組みを進めていく必要がある。

循環型農業については、市が有機農産物の登録認定機関となるなど、環境保全型農業を推進しているが、有機米・特別栽培米の作付割合は、令和 6（2024）年度で 40% にとどまっていることから、米以外の園芸品目などにも有機栽培等を拡大していくため、栽培技術の確立・普及に加え、堆肥センターを通じて優良な堆肥を安定的に供給

することが必要である。また、畜産においては、生産者の高齢化や担い手不足及び長期的な飼料価格の高騰、周辺環境対策への負担などから、家畜頭羽数並びに畜産農家数が減少している。

このため、公共牧場を活用した飼養コストの低減や、堆肥センターを活用した糞尿処理の推進等により、畜産農家の生産コストや労働力負担の軽減を図る必要がある。

鳥獣被害は、中山間地域を中心に、カラス、ニホンザル、ツキノワグマに加え、近年、イノシシ等の生息域拡大による農作物被害の拡大が認められる。

中山間地域では、不整形や小区画の条件不利農地が多く、農地集積による規模拡大やコスト削減は難しい状況であることから、地域の特性を活かした特色ある産地形成や収益力の強化が課題となっており、さらに今後、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農道、水路等の維持管理が困難になるとともに、有害鳥獣による農作物被害が拡大しているため、生産者の生産意欲の低下により、農地の耕作放棄が懸念される。

(ウ) 農産物の付加価値向上と販路拡大

本市は、日本初のユネスコ食文化創造都市であり、食に関する豊富な資源を有しているが生産規模が小さく知名度や販売戦略が確立されていない農産物も多数存在している。枝豆やメロンなど、全国的な知名度がある農産物は限られている。

また、6次産業化による農産物加工や産直施設での販売などによる、付加価値向上と販路拡大に取り組んでいる。

農業者の6次産業化への取り組みを進めるためには、機械や設備などの初期投資の負担を軽減するソフト・ハード両面からの柔軟な支援をする必要がある。加えて、食品加工業者と連携した消費拡大や観光業と連携した農業体験の推進など、多様な農商工観連携を進める必要がある。

②その対策

(ア) 農業を支える人材の育成確保

新規就農者のさらなる確保に加え、地域農業をリードする経営感覚をもった農業経営者や年間を通じた雇用の受け皿となる企業的な経営体を育成する。

(イ) 地域経済を支える農業生産の拡大

水田農業の収益性的向上や園芸作物の生産拡大、持続可能な循環型農業の振興を目指すとともに、中山間地域では、農業用施設の維持管理や、地域の資源と特色を起点とした付加価値向上の取組を支援し、地域の活性化に取り組む。

鳥獣被害防止対策については、侵入防止・追い払い等を行う被害防除対策、有害捕獲・個体数調整等を行う捕獲対策、集落に寄せ付けない集落環境整備を総合的に推進する。

(ウ) 農産物の付加価値向上と販路拡大

本市の豊かな食文化とそれを支える農産物の魅力を活かして、6次産業化や農商工観連携による付加価値向上を図ると共に産直施設での販売や学校給食での地元産農

産物の利用の拡大を図り地産池消を推進する。

(2) 林業

①現況と問題点

本市の林野面積は、市面積 131,151ha の 73%にあたる約 96,000ha となっています。その内訳は国有林が約 50,000ha、民有林が約 46,000ha となっている。民有林の森林形態については、スギを主体とした人工林面積が約 21,000ha で、木材の蓄積は約 880 万 m³に達している。

また、木材価格の長期低迷や林家の高齢化などにより、森林の管理が行き届かず、森林の荒廃が目立っている状況である。

(ア) 担い手の育成・確保

林業就業者は、国勢調査による 10 年間で、市全体で 29%減少しており、林業事業体が求人情報を自ら発信しても応募が少ない状況である。

また、林業事業体では、若手職員の離職者が一定数いる状況でもあり、新規者獲得や就業者の定着への取組が重要である。

(イ) 木材生産の拡大

木材生産量は、増加傾向にあったが令和 3 (2021) 年度から減少に転じ年間 35,000 m³～40,000 m³で推移している。森林資源は、間伐等が必要な 16～50 年生の森林が約 4,200ha あり、主伐時期の森林 (51 年生以上) が約 16,000ha と豊富だが、間伐・主伐面積が伸び悩み、生産量に影響している。

林業事業体からは、「コストがかかる間伐・下刈り等への支援」や「大型車による木材搬出を可能とする路網の新設や既存道の拡幅改良」などの対応を求められている。

(ウ) 森林資源の利用拡大

令和 5 (2023) 年 3 月改正の「つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、建築課・教育委員会と連携し、公共施設等での鶴岡産木材利用を促進している。

木質バイオマスエネルギー分野では、公共施設 6 施設に木質バイオマスエネルギー設備を導入済みで、令和 7 (2025) 年度からは新朝日庁舎のチップボイラーや稼働している。民間導入については、環境政策課と連携して木質バイオマスエネルギー設備の新規導入に支援しているが、初期投資の高さがネックとなり普及が伸び悩んでいる。

(エ) 森林の保全

(イ) 木材生産の拡大に取り組むことが適切な森林の管理を行うことになり、木材の生産のほか、山崩れの防止、洪水を防ぎ、水を蓄える水源涵養、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止等の多面的機能を発揮することができる。

近年の大きな課題として、庄内海岸林で松くい虫被害が急拡大しており、飛砂による農作物生産への影響や倒木等による安全・安心な市民生活への影響など、対策が重

要となっている。

②その対策

効率的な木材生産や森林資源の活用、森林の持つ様々な機能の保全を柱とし、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環を実現することにより、健全で豊かな森林づくりを進める。

(ア) 担い手の育成・確保

木材生産の拡大と森林保全の両立を図るため、森林施業を担う林業事業体の体制強化へ向けて担い手の育成・確保に取り組む。

また、「森を学び、森に親しみ、森を活かし、森を守る」という森林文化の理解と関心を高めるため、豊かな森林資源を活用した森林環境教育や市民・企業との協働による森づくり活動に取り組む。

(イ) 木材生産の拡大

市森林整備計画に基づき、林業事業体の森林経営計画による適切な森林整備を推進するとともに、管理が適切に行われていない森林については森林経営管理法により森林経営管理制度を着実に実施し、森林資源の適切な管理を促進する。

さらに、森林所有者の高齢化等により境界不明となった森林や適切な管理が行われていない森林の拡大を防ぎ、森林整備の効率的な経営と適切な管理を行うため、森林境界の明確化を推進する。

また、標準伐期齢に達した民有林の効率的・計画的かつ安全な木材生産を行うため、林業事業体が実施する主伐・再造林等の施業を支援し、路網の整備や林業機械の導入を推進する。

(ウ) 森林資源の利用拡大

「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の地域内循環を実現するため、鶴岡産木材による公共施設整備や一般住宅へ積極的な利用を推進するほか、木質バイオマスエネルギー分野での利用拡大や特用林産物の生産振興など、森林資源の活用を図る。

(エ) 森林の保全

庄内海岸林の防風、飛砂防備機能等の森林の多面的な機能を保全するため、庄内海岸林の病害虫防除等、森林の適切な管理を実施するとともに、「鶴岡市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき脱炭素社会の実施に貢献するため健全な森林づくりを推進する。

(3) 水産業

①現況と問題点

(ア) 担い手の育成・確保

漁業センサスで漁業者数が平成 30（2018）年度の 222 人から令和 5（2023）年度には 210 人と、5 年間で 5% 減少している。

高齢化の進行や経営状況の悪化等による漁業者の減少に対応するため、新規就業者の参入と担い手の育成・確保や研修生及び新規就業者の受け皿となる漁業経営体の強化が必要となっている。

(イ) 漁業生産の拡大

海水温上昇などの影響により漁獲量の減少や漁獲される魚種に変化が生じている中、山形県漁業協同組合の漁獲年報で生産額が令和4(2022)年度に12.7億円となつた以降は10~11億円台と低調に推移している。

漁業生産を拡大させるため、生産基盤の整備、海面及び内水面における資源の増殖と漁場環境の改善、漁港の適正管理が必要となっている。

(ウ) 水産物の高付加価値化と消費拡大

漁獲量が減少傾向にある中で魚価の向上や消費の拡大による漁業収入を確保するため、ブランド戦略の推進、出荷魚介類の高付加価値化、低利用魚の消費拡大、一般家庭での魚食の普及、ふるさと納税制度を活用した販路拡大が必要となっている。

(エ) 漁村の活性化

漁村地域における高齢化や人口減少が進む中で、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、漁業と観光業との連携や公共施設活用の推進が必要となっている。

②その対策

(ア) 担い手の育成・確保

子供や若者、移住希望者に漁業の魅力を伝えるとともに加茂水産高等学校の教育活動を支援して、漁業に関心を持つ者を育成する。

また、研修受講時や就業時等の段階に応じた支援策を実施し、経済的負担の軽減や経営の安定化を図る。

併せて、経営能力の向上に関する講習会の実施や、漁船等の高額な設備導入への支援等を行い、漁業経営体の経営安定化を図る。

(イ) 漁業生産の拡大

オーダーメイド型補助金や国の補助事業等により、漁業者の漁船・設備導入を支援し、生産基盤の整備を促進する。

また、海面漁業者による種苗放流や藻場再生等、内水面漁業団体による種苗放流や産卵場造成等を支援するとともに赤川におけるサケ資源増殖事業の復活に向けた助言等を行い、海面及び内水面における水産資源の増殖を図る。

併せて、漁港施設の改修及び浚渫や長寿命化計画の策定を実施して適切に維持管理するとともに、利用度の低い漁港施設の機能再編計画を策定し蓄養・養殖の実施体制を構築する。

(ウ) 水産物の高付加価値化と消費拡大

新ブランド魚を創出するとともに、ブランド魚を含む地魚の消費拡大事業を実施して魚価の向上を図る。

また、漁業者や仲買人等による蓄養、養殖、活魚出荷、加工、低利用魚の活用策の研究と啓発活動などを支援し、安定出荷体制の構築及び出荷魚介類の高付加価値化を図る。

併せて、子供による稚魚放流や子供と保護者を対象とした「お魚出前教室」を実施するとともに、学校給食に地場産魚介を供給するなど、一般家庭での魚食普及を図る。

(エ) 漁村の活性化

漁業者等による漁業体験や地魚料理販売等の事業化に向けて助言や支援を行い、漁業と観光業の連携体制の構築を図る。

また、漁業者等による公共施設の活用事業への助言や支援を行い、地域の活性化を図る。

(4) 工業

①現況と問題点

(ア) 工業団地の整備と企業立地

昭和 45 (1970) 年以降に広大な庄内平野の農村地域に整備された市内 11 の工業団地には、現在、半導体等の電子デバイス産業、電気機械産業、自動車部品等の輸送機械産業といった加工組立型産業を始め、飲食料品、衣服等に関連する生活関連型産業等が立地している。直近の製造品出荷額は 6,800 億円規模となり、山形県内でも有数の工業都市である。また、製造品出荷額等の 7 割以上を電子デバイス産業が占めており、複数の大企業の生産拠点が立地していることが本市製造業の特徴である。

主に昭和 50 (1975~1984) 年代に建設された工業団地内の旧規格の工場は老朽化が進み、少人数で制御できる大型ラインを導入できる生産性の高い新規格の工場への改築を迫られているが、工場建設用地を既存の敷地内に確保できず、工場の移転拡張を余儀なくされる企業が今後増加する見込みとなっている。移転可能な大面積の産業用地が不足しているため、移転に対応できない場合、企業の成長を停止させる恐れがあるほか、他地域への移転や集約につながり地域経済に深刻なダメージを与える恐れがある。

また、企業誘致については、土地・人・水が重要な要素であり、全国的に人口減少が進む中で、労働力確保も課題となっており、政策成果が上がりにくい状況にある。

(イ) 地場産業の振興

明治時代に産業化された絹産業、山間集落で守り繋いでいる羽越しな布、江戸時代には国内有数の産地であった日本酒、武家社会から民間に需要が広まった竹塗漆器など、豊かな自然環境や文化から生み出されてきた伝統産業が残っており、現在の地域振興に地域資源として貢献している。

地場産業においては、伝統工芸品の多くが、日常に競合品があふれ、市民生活で利用されることがほとんどなくなっており、産地の維持が困難となっている。

また、羽越しな布、鶴岡竹塗漆器をはじめとする伝統工芸品は、副業として作られてきた経緯や後継者不足もあって、職人が高齢化し存続の危機に陥っている。

(ウ) 高度な研究教育による新産業の創出

本市に立地する山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の研究教育活動、並びに国立がん研究センターなどの研究活動が行われ、その研究成果や新技術に基づく事業化により、バイオ技術による新素材の開発生産、分析機器の開発生産など新たなベンチャー企業が生まれている。

次代を担う新産業の創出と育成の循環を図るために、高等教育機関及び研究機関並びに研究者の誘致、研究活動を継続的に行えるための環境の整備、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の相互交流や企業との連携などが求められている。

②その対策

(ア) 産業団地の整備と企業立地

市内企業の撤退を防ぎ、移転拡張による事業規模の拡大を促進するため、既存の工業団地における操業環境の整備や新たな産業用地の開発を進めるとともに、産業団地の造成や企業誘致にあたり、低額で高い投資効果を生む手法の検討、外部資金の確保に努める。

また、全国展開する企業の投資先としての優位性を確保するとともに、関連産業の誘致も含め県外からの人材誘致を進める。

商工団体や関連企業の協力の下、企業の新製品開発の支援、創造力の高い人材育成のための職業能力開発支援、高等教育機関からの企業への技術移転の支援等、技術の高度化に資する支援を行う。

(イ) 地場産業の振興

地場産業においては、卓越した技能者の表彰などによる啓発に取り組み、技能者の地位及び技能水準の向上を図る。

伝統工芸品においては、伝統技法を維持しながらも、消費者ニーズ重視の新たな商品構成で、知名度向上を図っていく必要があり、プロダクトデザインの強化を図る。

(ウ) 高度な研究教育による新産業の創出

企業間連携や産官学連携によるベンチャー企業の創業や事業化などをサポートする体制の充実や強化を図る。また、ベンチャー企業などの研究開発環境の維持・向上に取り組むとともに、起業から量産化までの事業ステージに応じて企業が選択できる多様な活動環境の整備を推進する。

(5) 商業

①現況と問題点

本市の経済状況は、新型コロナウィルス感染症の影響から持ち直しつつある一方、原材料・エネルギー価格の高止まりや物価上昇、円安等に伴うコスト増、人手不足が続き、個人消費や企業活動はなお不確実性を抱えている。

また、消費者の価値観の多様化に加え、インターネット通販の普及やキャッシュレス化、インバウンドへの対応や地域商業のデジタル化・省力化など、小売業を取り巻く情勢は大きく変化している。

(ア) 企業活動の支援

生産活動や個人消費は緩やかに持ち直しているものの、コスト上昇や人手不足、金利の上昇等を背景に、総じて厳しい経営環境が続いている。経営基盤がぜい弱な中小企業に対しては、資金繰りの下支えに加え、価格転嫁の促進や生産性向上・DX、事業承継等による体質強化を一体的に支援することが求められている。

(イ) 多様な商業・サービス機能の立地促進

活力あるまちづくりにあたっては、まちなかに賑わいを創出することが重要であり、商店街組織や民間事業者と連携し、鶴岡 Dada や FOODEVER など、商店街、まちなかの賑わい拠点施設の利活用、まちなかや中心市街地への来街及び回遊強化が求められている。

(ウ) 魅力ある商店・商店街づくり

小売業を取り巻く情勢への対応が求められており、市民団体や学生などと商店街組織が連携して行う事業だけでなく、消費喚起のために商店街の垣根を越えて各団体が連携して取り組む事業が必要となっている。

②その対策

(ア) 企業活動の支援

中小企業や小規模事業者の経営安定を支援し、後継者不足や事業承継に対する取組を促進する。また、地域産品を地元で積極的に活用する、地域産品を市外に PR して資金を獲得し市内でモノや資金などが循環する、「地産地商」の地域経済の確立をめざす。

また、地方で仕事をしていくためには、就業のほかに、個人事業主として起業する選択肢もあるが、創業支援に関する情報やネットワークは都会と比較して少ないこともあり、経営が不安定になりやすい創業間もない起業者からは、事業化の各段階での支援が求められている。

(イ) 多様な商業・サービス機能の集積

まちなかへの新規出店やオフィス機能の立地を支援し、空き店舗など低未利用地の解消を図り、中心市街地における多様な商業及びサービス機能の集積を促進する。また、まちなかの賑わい創出を支援することで、活気あるまちの形成を図る。

(ウ) 魅力ある商店・商店街づくり

消費者の価値観の多様化やインターネット通販の普及、インバウンドへの対応など小売業を取り巻く情勢の変化に対する商店や商店街の対応を促進する。また、商業者の独自の取組や今後増加が懸念される高齢者などの買い物弱者への対応などを支援し、地域に根ざした魅力ある商店や商店街づくりを進める。

(6) 雇用・労働

①現況と問題点

進学や就職により若者が地域外に転出し、その後も戻らないケースが多く、地域における労働力人口の減少や活力減退の要因の一つとなっている。高校生の地元への愛着度は高いものの、進学率の上昇がそのまま地域外への転出増につながっており、若者の地元回帰を促進する施策が必要となっている。

(ア) 地元就職の促進

進学・就職のため地元を離れる若者の地元回帰への関心を高めるためには、地元就職に関する積極的な情報の提供および発信並びに地元企業への就職活動を行いやすい環境が重要であり、そのためには、キャリア教育の充実、地元就職情報の発信、地元回帰を促進するインセンティブとなる支援が求められている。

(イ) 働きやすい環境づくり

働く意欲のある女性や高齢者、障害者、外国人労働者といった多様な人材が活躍できるためには、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て・介護がしやすい職場環境が必要である。

②その対策

(ア) 地元就職の促進

新規学卒者やUIターン求職者をはじめとする若い人材の就労が円滑に図られるよう、企業とのマッチングやインターンシップなど就職活動に対する支援、安定雇用を創出するための取組を強化し、地元への就職を促進する。また、若者の職業観や就業意識の醸成に向けた取組を早い段階から進め、職業人として必要な知識の習得と能力形成を支援する。

(イ) 働きやすい環境づくり

若者や女性にとってやりがいと充実感を感じることができる職場環境の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発と普及を図る。また、働きながら安心して仕事と子育てとを両立できる環境づくりや、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を促進する。

(7) 観光

①現況と問題点

本市は、1,400 年以上にわたり修験場として全国から信仰を集めている「出羽三山（月山、羽黒山、湯殿山）」、庄内藩酒井家の城下町と松ヶ岡開墾をきっかけにした「サムライゆかりのシルク」、そして、「北前船寄港地・船主集落」の 3 つの日本遺産を有する。また、国内唯一、ユネスコ創造都市に認定されている食文化、クラゲの展示種類数世界一を誇る「加茂水族館」、立地・規模・泉質などそれぞれ異なる特徴を持つ 4 つの温泉地など、多くの観光資源に恵まれている。

インバウンド誘客の面では、DEGAM が英語版のウェブサイトの開設、海外向けの FB ページでの情報発信、案内看板の多言語標記や観光施設等への Wi-Fi 設置を進めるほか、鶴岡駅前の観光案内所には、英語対応できるスタッフを常時配置し、令和 6 (2024) 年度は 1,092 人の外国人が来所している。

なお、市内の観光入込客数が令和 2 (2020) 年度以降、コロナ禍前の 7~8 割程度で推移しており、継続した観光業の振興が求められている。

近年は、観光を地域の活性化に結び付けていく考え方のもと、伝統文化、歴史的街並み、自然、地場伝統工芸等地域独自の資源を観光資源と捉え、また農山漁村での地元の方々との交流や農業・漁業体験等を通じた体験型メニューへの注目が高まっており、今後も観光のニーズの変化を踏まえつつ、歴史・文化・自然資源や特色ある食資源など豊富な観光資源の磨き上げに加え、これまで以上に旅行ニーズを的確に把握していくとともに、四季に応じた広域観光・テーマ観光・体験型観光の推進を図っていく必要がある。

また、広域で周遊する旅行者に選ばれるためには、交通の利便性だけでなくルート自体の魅力向上も重要なことから、日本海側の東北ゲートウェイの観光・交流拠点として鼠ヶ関地区に移転整備が進められている道の駅あつみの活用も積極的に進めていく必要がある。

観光推進にあたっては、農商工観連携による食文化などの市の成長戦略との連携を図るとともに、本市観光の 3 本柱として位置付けている「食文化」「出羽三山」「加茂水族館」に「市街地観光」を加え、旅行商品の素材としての磨き上げを行い、受入体制の充実、観光誘客宣伝活動など、本市の観光力を高める時宜を得た事業を展開する必要がある。

②その対策

(ア) 観光戦略・マーケティングなどに基づく観光振興

新たな観光組織である鶴岡型 DMO の育成、機能強化を図り、本市の積極的な情報発信、旅行商品の提案などにより、観光誘客の拡大を地域経済への波及につなげていく。さらに、庄内観光コンベンション協会などの観光団体や近隣自治体と連携し、広域観光を推進する。

(イ) 地域活性化につながる観光振興

本市の認知度向上につながる情報発信や地域の魅力を生かした旅行商品のほか、イベントづくりにより、交流や定住人口の拡大につながる観光振興を図る。

(ウ) 訪れたい、住みたい観光地域づくりの推進

本市は、歴史、文化、自然、食、まつりなどの地域資源に恵まれており、日本遺産である出羽三山や松ヶ岡、城下町の雰囲気が残る市街地、4つの個性的な温泉地、昔からの町割りが残る大山など各地域における、観光振興の観点からの地域活性化を図る。あわせて、テーマ型、体験型観光の推進に向けては、農商工観の各産業が連携した食文化面での新たなテーマづくりを進めるなどし、観光振興の施策の推進からも「訪れたい、住みたい」地域づくりを進める。また、令和9（2027）年度開業予定の道の駅あつみを日本海側の東北ゲートウェイとして位置づけ、広域周遊の起点となる情報発信・誘客機能の強化を図る。

鶴岡型 DMO は、行政、地域観光事業者の連携や支援のもとに、全市的な観光 PR やキャンペーンの推進を担い、各地域の観光振興については、地域観光協会と連携した取組を進めるとともに、市民生活の利便性向上にも役立つ二次交通の確保や、観光案内機能の強化、海水浴場の運営支援、観光地美化の推進など観光客の受入環境の一層の充実をめざす。

(エ) 加茂水族館や博物館などを中核とした交流人口の拡大

加茂水族館は、世界一のクラゲ展示を生かし、今後も様々な学び、体験の場としての魅力の増大、情報発信を強化する。また、魅力的な水族館であり続けるため、計画的で継続的な施設整備を推進する。致道博物館をはじめとする市内の博物館などの展示施設では、日本遺産の構成文化財や本市の歴史文化の紹介などを行い、施設間相互の連携、周遊の促進などにより、交流人口の拡大を図る。

(オ) 國際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客と認知度の向上

歴史、文化、食などの観光資源は、日本人だけでなく外国人にとっても魅力的であり、その発信や外国人向けツアーの開発、本市の認知度向上につながる情報発信を図り、さらに、外国語対応や二次交通の確保など受入環境の整備促進により、国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客を推進する。

(8) 港湾

①現況と問題点

山形県には 3 つの港湾があり、本市においては、加茂港と鼠ヶ関港が地方港湾に指定されている。

加茂港については、海水浴場加茂レインボービーチが整備されており、また、地域の水産業の拠点のほか近隣の山形県立加茂水産高等学校や山形県水産研究所とともに、山形県の海洋研究・海洋教育の拠点としての役割も担っている。

鼠ヶ関港については、地域物流と地域の水産業の拠点としての役割を担っている。港

内には、鼠ヶ関マリーナや海水浴場マリンパークねずがせきが整備されており、山形県における海洋性レクリエーション基地としての一面も有する。

入港船舶の安全と防災機能の向上が重要である。また、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組を展開し、港を核としたまちづくりの促進が求められている。

②その対策

船舶の安全確保や地域の振興策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図る。また、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進するため、県が実施する港湾整備に対して、県事業負担金の形で費用負担していく。

(9) 目標値

	基準値	目標値
・新規就農者数と新規参入者数（累計人数）（※1）	(R1～6) 新規就農者数 258人 うち新規参入者数 90人	(R1～10) 新規就農者数 450人 うち新規参入者数 240人
農業産出額と園芸作物産出額（野菜・果実・花き）（※1）	(R5) 農業産出額 286.2 億円 うち園芸作物 121 億円	(R10) 農業産出額 340 億円 うち園芸作物 170 億円
有機米の作付面積（※1）	(R6) 59ha	(R10) 100ha
産直施設の販売額（※1）	(R6) 14.8 億円	(R10) 16.4 億円
水産物の生産額と魚価（※1）	(R4) 水産物の生産額 11.2 億円 魚価 627 円/kg	(R10) 水産物の生産額 14.4 億円 魚価 622 円/kg
従業員一人当たりの製造品出荷額（※1）	(R3) 3,751 万円	(R10) 4,163 万円
中心商店街における新規出店・立地数（※2）	(R5) 10 店舗／年	(R11) 11 店舗／年
新規高等学校卒業者就職者のうち市内就職者の割合（※1）	(R4) 57.5%	(R10) 66.7%
観光入込客数（※1）	(R6) 470 万人	(R10) 601 万人

※1:目標値は第2次鶴岡市総合計画後期基本計画(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)の目標指標に合わせ設定。令和12(2030)年度の目標値については、次期総合計画の策定に合わせ設定を行う。

※2：目標値は第3期鶴岡市中心市街地活性化基本計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の目標指標に合わせ設定。令和12（2030）年度の目標値については、次期基本計画の策定に合わせ設定を行う。

(10) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
産業の振興	基盤整備	農業	農業基盤整備事業	鶴岡市・三川町・山形県・団体等
		林業	林業基盤整備事業	鶴岡市・山形県・団体等
		水産業	水産業基盤整備事業	鶴岡市・山形県
	地域産業の振興	加工施設	加工施設整備事業	鶴岡市
		流通販売施設	流通販売施設整備事業	鶴岡市
	企業誘致		企業誘致基盤整備事業	鶴岡市・団体等
	商業	共同利用施設	市街地振興対策事業	鶴岡市・団体等
		その他	産業文化遺産整備事業	鶴岡市・団体等
	観光又はレクリエーション		観光・レクリエーション施設整備事業	鶴岡市
過疎地域持続的 発展特別事業	第1次産業	農林水産業対策推進事業	鶴岡市・団体等	
		商工業・6次産業化	商工業・6次産業化対策推進事業	鶴岡市・団体等
	観光	観光推進事業	鶴岡市・団体等	
		観光・レクリエーション施設管理運営事業	鶴岡市	
	企業誘致	企業誘致対策推	鶴岡市・団体等	

		進事業	
	その他	就職支援推進事業	鶴岡市・団体等
	その他	港湾整備事業	山形県

(11) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
合併前の藤島町、朝日村及び温海町の区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業等	令和8（2026）年4月1日～令和13（2031）年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「3 産業の振興」区分に掲げる内容のとおり。なお、産業の振興を促進するために行う事業については、近隣市町村との連携に努める。

(12) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 防災行政無線

①現況と問題点

東北一の面積を有する本市において、市民への災害情報を的確に伝達するため防災行政無線は重要な手段となっている。本所または消防本部から24時間体制で、全地域に一斉放送できるようにするため既設システムの統合と、未整備であった鶴岡地域の赤川沿いと藤島地域について整備を行った。災害時に加え、クマの出没状況など、市民の生命・安全を確保するための情報を伝達する役割も求められている。

さらに、集落の点在や世帯の高齢化、人口減少、冬期間の豪雪を原因とする交通網の不全等により、行政情報や集落内のお知らせ、緊急情報など情報伝達の重要性が増しているが、防災行政無線と連動している櫛引地域及び朝日地域の音声告知放送のセンター装置は、平成18（2006）年以降の整備から20年近く経過し、機器等の更新が必要となっている。

②その対策

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に活用するとともに、クマの出没情報など、市民の生命・安全に関する情報についても、防災行政無線を活用した周知を行っていく。また、定期的な保守点検を行うとともに、突発的な故障や経年劣化に対応していく。

(2) ケーブルテレビ

①現況と問題点

鶴岡市ケーブルテレビジョンは、自主番組の放送によるコミュニティの活性化とテレビ難視聴地域の解消を図るとともに、防災行政放送の役割を担うため、平成8（1996）年度に櫛引地域で開局し、平成18（2006）年以降朝日地域にエリアを広げて整備し、放送事業を運営している。デジタル放送の設備を整備してから20年近く経過し、今後も安定的な情報の供給・受信態勢を整えていくために、設備や機器、伝送路等の更新整備の必要がある。

②その対策

CATV等の伝送設備・放送設備については、適切な管理に努め安定的な情報の供給・受信環境を整備する。また、防災行政無線と連動している朝日地域及び櫛引地域の音声告知放送についても、センター装置の機器等を更新し確実な防災情報等を提供する。

(3) 地上波テレビ共聴組合

①現況と問題点

市内には現在、地上波テレビ放送の難視聴地域で設立された共聴組合が約40団体存在するが、デジタル放送移行に伴う国の支援措置から15年が経過しており、施設の老朽化や組合員の減少により団体の維持が困難となっている。

②その対策

補助金等の国支援制度の活用や、国が実験中であるブロードバンド伝送による代替方式の導入、民間ケーブルテレビによる代替について事業者参入の調整を行う等の支援を検討する。

(4) 光ファイバー網施設

①現況と問題点

地域の情報通信の格差解消を目的に、平成22（2010）年度に温海地域全域及び鶴岡西部地域に光ファイバー網を整備し、光ブロードバンドサービスを提供する通信事業者に貸し出すとともに設備の保守管理を委託している。

温海・鶴岡西部地域の光ファイバー設備は整備から15年が経過しており、耐用年数の問題から今後10年間の内に更新が必要となる。

②その対策

国から自治体光ファイバー設備の通信事業者への移譲について指針が出されたことを受け、民間事業者への譲渡を進める。

(5) デジタル技術の活用

①現況と問題点

他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正、住民の生活の利便性の向上、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等の分野における活用が期待されている。こうした中、本市においては、市民の利便性や行政サービスの向上、事務の効率化等を図るため、「鶴岡市 SDGs 未来都市デジタル化戦略有識者会議」を設置し、デジタル化戦略を推進している。

技術の進展が加速する中、デジタル技術の導入が目的化しないよう、費用対効果を意識した実証と、本格運用への適切な判断が求められる。また、高齢者などデジタルに不慣れな方々の利便性が損なわれないよう環境の整備や施策を講ずる必要がある。

②その対策

市民アンケート等を通してデジタル化の進展度やデジタル技術の導入が必要な分野を把握し、活用可能性を検討・実証し、実装につなげていく。また、デジタル技術の活用に伴う業務効率化・簡素化により余剰時間を生み出し、高度化する地域課題や住民ニーズに対応できるよう行政サービスの更なる向上を図る。

(6) 目標値

	基準値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 10（2028）年度
鶴岡市 LINE 公式アカウントを利用したことのある人の割合（※）	29.8%	40%

※：目標値は第 2 次鶴岡市総合計画後期基本計画（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）の目標指標に合わせ設定。令和 12（2030）年度の目標値については、次期総合計画の策定に合わせ設定を行う。

(7) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
地域における情報化	電気通信施設等 情報化のための 施設	有線テレビジョン放送施設 防災行政用無線 施設	ケーブルテレビ 施設整備事業 防災行政用無線 施設整備事業
	過疎地域持続的 発展特別事業	情報化	地域情報通信基 盤施設管理運営 事業
			テレビ共聴組合 支援事業
	デジタル技術活 用	市民窓口デジタ ル化推進事業	鶴岡市

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 市道

①現況と問題点

市道は、基幹的道路網を構成する幹線道路との枢要部分を構成し、主要集落、主要公益施設、一般国道、県道等を連絡するとともに、生活道路としての機能を有し、その役割は非常に重要であり、特に、中山間地の生活道路は交通量が少ないが、通勤・通学・買い物・通院を中心部に依存する中山間地域にあっては日常生活を支える重要な生活基盤となっている。

生活道路の整備は継続的に進めているが、未だ狭隘な道路が多くあり、特に、災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークの構築、老朽化により更新時期を迎える橋梁などの対策、さらには冬期間の積雪から市民の生活、産業・経済活動を守るための防雪・除雪対策を充実させることにより、地域間格差の抑制及び交通利便性の向上を図る必要がある。

②その対策

市道の整備においては、高齢者や通学児童などの交通弱者に対応した対策や狭隘道路対策及び災害防止対策など、地域の実情に応じた道路整備を行う。また、「鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和6(2024)年3月改訂）」に基づき長寿命化のための修繕や架替えを進めていくとともに、日本海沿岸東北自動車道へのアクセスとなる国道・県道の改良整備が図られるよう国等の関係機関に対する要望を継続的に実施と、市道の改良整備を図る。

冬期間の積雪に対しては、道路交通の安全確保、交通障害の防止、コミュニティ施設及び防災関連施設の機能維持など、市民の生活、産業・経済活動を守るために、除雪計画に基づきながら、新雪排除、拡幅、融雪促進等の除雪作業を実施し、防雪・除雪対策の充実を図る。

また、長期的な視点に立った老朽橋・塩害橋対策を含め、災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークの構築を進める。

(2) 農林道

①現況と問題点

(ア) 農道

農道は、生産性の向上と農用地の有効利用の促進、農業振興のための重要な農業生産基盤である。

管理不良の農道は、収穫物運搬時における荷痛みなど、効率的な営農活動に支障を来たすことが危惧される。

(イ) 林道

市管理林道・林業専用道は、177 路線 延長 324,049m 整備されているが、うち 83 路線 延長 107,178m は大型車通行不可の路線となっている。大型車による木材搬出の効率化・コスト縮減は、木材生産を拡大する上で重要であることから、新設及び既存道の拡幅改良による大型車の通行可能な林道の整備拡充が必要である。

②その対策

(ア) 農道

計画的な整備を推進しながら、管理体制の構築を促進し、農業輸送コストの軽減や商品価値の保持など、流通の合理化による農業経営の向上を図る。

(イ) 林道

林業事業体の森林経営計画や要望を踏まえ、既存の森林資源を最大限に活用できるよう、林道等の整備や既存道路の局部改良を行い、木材搬出の効率化を推進する。また、県代行事業念珠関線開設事業については、県の計画に進捗を合わせ、市が担当する用地測量等を遅延なく実施する。

(3) 交通

①現況と問題点

(ア) 高速道路

日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域では、歴史的、文化的に関係が深く、これまでも経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、相互に連携、交流に努めてきた。

また、庄内と内陸を結ぶ東北横断道酒田線は、月山 IC から湯殿山 IC の間が自動車専用道路で結ばれている状況であり、高速交通ネットワークが未完成となっている。

新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域などにおける交流の活性化、物流の効率化、救急医療・災害時の緊急輸送などのためには、社会基盤である高速交通ネットワークの機能維持が重要であり、広域的な交通を担う直轄国道における防災上の課題箇所や、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、災害時を考慮した道路のダブルネットワーク化が望まれている。

また、日本海沿岸東北自動車道の延伸を見据え、新潟県境の（仮称）鼠ヶ関 IC 隣接の適地周辺に、国道 7 号一体型の道の駅あつみの移転整備を進めている。

(イ) 生活交通

マイカー利用者の増加に伴い、本市の路線バス利用者は年々減少していたが、様々な取組の効果により下げ止まり、平成 29（2017）年以降は微増に転じていた。ただ、令和 2（2020）年度は新型コロナウィルス感染症の影響により減少となった。本市を運行する路線バスは、高校生や高齢者等にとって必要不可欠な移動手段であるが、運行収益が厳しく、市等が支援し維持に努めている状況にある。

公共交通利用者は減少傾向にあるものの、運転が不安だと思う高齢者からの免許返

納は益々増えると考えられるため、交通事業者路線を含めたネットワークの適切な確保・維持や運転手不足、地域における協議会と連携した地域内交通の持続性・利便性の向上、学生や高齢者及び免許返納者の移動手段の確保、観光二次交通の充実といった課題に対応する必要がある。

②その対策

(ア) 高速道路

早期開通が望まれる日本海沿岸東北自動車道の新潟・秋田両県境区間の事業を促進するとともに、山形自動車道の月山 IC から湯殿山 IC までの早期事業化を推進するため、国等の関係機関に対する要望活動を継続的に実施する。また、道の駅あつみの移転整備にあたっては、道路管理者との調整を図り、令和 9 (2027) 年度の開業を目指す。

(イ) 生活交通

バス路線については、利用者が減少しバス事業者独自での路線維持が困難になっていることから、バス運行経費やバス車両の減価償却費の補助などにより路線の維持及び生活交通の確保を図る。また、運転免許証返納者を含む高齢者等の生活交通面での金銭的負担を緩和するため、バス交通利用者への助成を行う。併せて、通学の不便さから家族の送迎を必要とするなど、遠隔地に居住し特に負担が大きい高校生の通学に対し支援を行い、負担の平準化や公共交通機関利用の確保につなげる。

さらに、地域づくり施策との一体性にも留意しながら、乗合タクシーやデマンド型交通、広域自治組織等による地域主体の輸送活動など、関係事業者や行政機関との協議を通じて、地域に適合した生活交通手段の導入を図るとともに、ICT を活用した新たな交通サービスの導入に向けた検討を進める。

(4) 目標値

	基準値	目標値 令和 12 (2030) 年度
(鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画における整備率) 早期措置 (III 判定) が必要な橋梁の整備率	(R7) 31.2% (24/77 橋)	80.5% (62/77 橋)
路線バス及びデマンド交通の路線数	(R6) 30 路線	30 路線

(5) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道	道路	道路等新設改良事業	鶴岡市・山形県	
		橋りょう	橋りょう新設改良事業	鶴岡市・庄内町・三川町	
		その他	道路等維持事業	鶴岡市	
			道の駅等整備事業	鶴岡市	
	林道		林業基盤整備事業	鶴岡市・山形県・団体等	
	道路整備機械等		除雪対策事業	鶴岡市	
	過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通	交通輸送対策事業	鶴岡市・団体等	
			道路等維持事業	鶴岡市	
		その他	除雪対策事業	鶴岡市	
			道の駅等管理運営事業	鶴岡市	

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 水道

①現況と問題点

本市の水道は、昭和 8 (1933) 年に給水を開始して以来、未普及地域の解消や生活様式の変化に伴う水需要に対応してきた。平成 17 (2005) 年には 1 市 4 町 1 村の合併による統合が行われ、平成 21 (2008) 年 4 月には藤島地域及び三川町に給水していた月山水道企業団を含めた、新「鶴岡市水道事業」として統合が行われた。また、令和 8 (2026) 年 4 月からは本市、酒田市、庄内町の 3 市町で構成する「庄内広域水道企業団」により水道事業を開始する。

現在、水道普及率は 99.8% となっており、市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本となっている。

平成 13 (2001) 年 10 月 20 日には月山ダムを水源とする広域水道からの受水を開始し、現在、給水量の 87% が広域水道、13% が自己水源となっている。

水道施設については昭和 40~50 (1965~1984) 年代に整備された施設が多いため経年化が進んでおり、また、近年全国各地で頻発している震災により水道施設に甚大な被害を受けていることから、施設の更新とともに震災対策を併せて進める必要がある。

②その対策

水道施設については、給水人口の減少や節水器具の普及等により給水量は減少し、給水収益の増加が見込めない状況にあることから、アセットマネジメントの導入等により計画的に更新・改修を進め、既存施設の統廃合等により維持管理費の削減を図り、効率的な事業手法により整備を進める。

(2) 下水道

①現況と問題点

本市では昭和 47 (1972) 年から市街地での公共下水道事業に着手するとともに、郊外地では集落排水事業や浄化槽事業など地域の特性に適した下水道施設の整備により、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の改善に努めてきた。令和 6 (2024) 年度末における下水道普及率は 96.1% であり、令和 10 (2028) 年度までに概成を図るべく計画的に整備を進めている。

未普及地域の解消に向けては一層効率的な手法により整備を推進する必要がある。

また、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれるとともに、老朽化施設の増加による改築更新費が事業運営において大きな負担になると予測されるため、コスト縮減等により経営効率化を進める必要がある。さらに、近年では集中豪雨による浸水被害が多発しているため、雨水対策の推進が必要である。

②その対策

未普及地域の早期解消に向け、地域の実情等を踏まえながら、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などから経済比較等を行い、効率的で計画的な施設整備を進める。

また、鶴岡市下水道ストックマネジメント計画に基づく既存施設の更新・改修及び鶴岡市総合地震対策計画に基づく耐震化を計画的に進めるとともに、人口減少に対応した施設の統廃合によりコストの縮減を図る。

さらに、雨水対策や施設耐水化の推進により浸水被害を軽減し、安全安心な生活基盤の整備を図る。

(3) 消防

①現況と問題点

(ア) 常備消防

消防施設・設備・車両については、修繕や更新が追い付かず、老朽化が進んでいる状況にある。さらに、無蓋防火水槽や耐震性が低い防火水槽が多くあり、冬季間の堆雪による使用不能、泥等の堆積、転落事故発生の危険性など維持管理上の課題がある。

また、救急搬送の現状として、65歳以上の高齢者の搬送割合が年々増加し、7割を超える状況にあり、特に一人暮らし・老々世帯が増加していることから、持病・内服薬などの医療情報不足や付添人の不在などにより、救急対応の困難性も高まっている。増加する救急需要や傷病者の重篤化への対応のため、高度救命処置が可能な体制、人材、資器材の強化が喫緊の課題となっている。

消防通信について、過疎地域では無線や携帯電波の死角があり脆弱である。現有設備は定期保守や修繕により維持管理しているが、機器の経年経過により多額の更新費用が発生しており、新たな通信手段の構築も必要である。

(イ) 非常備消防

消防団員は地域防災の中核として、防火防災思想の高揚を図る上で重要な役割を果たしている。しかしその一方で各班が管轄する地域人口の減少により、消防団員のなり手不足が生じている。加えて、消防団員の就業形態の多様化により、平日日中の災害対応が困難な地域も増加している。

また、消防施設・設備・車両については、団ポンプ庫、装備等の経年更新が追い付かず、老朽化が進んだポンプ庫を解体するための費用経費が増大している。消防団員及び各班の減少等により、災害対応における機動性が弱まり、消防力の低下が懸念される。

②その対策

(ア) 常備消防

老朽化が進んだ消防施設・設備・車両については、消防力が低下しないよう計画的に修繕や更新を行う。特に消防水利施設については、適正配置を念頭に置きながら耐震性貯水槽への更新を行うとともに、充足率が十分でないエリアに消火栓や貯水槽の

新設を行う。

また、救急搬送に関し、高度救命処置用資機材等の適切な整備更新、救急救命士の養成、応急処置技術の普及啓発を行い救急体制の維持を図るとともに、救急搬送に時間をする郊外地では時間短縮のため積極的にドクターヘリを活用する。消防通信については、整備計画に基づき定期的に機器を更新する他、無線の死角となる場合はIP無線や衛星携帯電話を運用することで補う。

(イ) 非常備消防

消防団員の負担を軽減するための事業見直し、若者が入団しやすい環境の整備等により、消防団活動の活性化を図る。また、機能別消防団員や自主防災組織との連携により、初期消火体制を強化していくとともに、班の統合計画に基づいて、消防団の広域的な活動を支援するための機能・資機材の強化を進める。

老朽化が進んだ消防団施設・設備・車両については、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じ計画的に修繕・更新を行う。また消防団の再編等により役目を終えた施設等の活用方法については、用途見直しのほか、撤去及び処分を進める。

(4) 火葬場

①現況と問題点

鶴岡斎場は昭和 61（1986）年 9 月に 4 爐で、藤島斎場は昭和 59（1984）年 3 月に 2 爐で供用開始した。平成 19（2007）年には鶴岡斎場で 1 爐増設し、現在は 2 施設合計で 7 爐が稼働している。年間の火葬件数は、鶴岡斎場が約 1,950 件（390 件/炉）、藤島斎場が約 220 件（110 件/炉）の利用がある。

鶴岡斎場・藤島斎場ともに供用開始から 50 年近く経過し、建屋屋根の腐食、消雪設備の漏水など施設の老朽化が進んでいる。また、火葬炉は高温と冷却の繰り返しにより劣化することから、火葬施設の安定的な稼働には、火葬件数に見合った定期的なメンテナンス及び修繕が必要である。加えて、火葬件数が増加する中、修繕に係る経費も増加している。

②その対策

安定的な火葬処理件数を維持することで、安全性や心情に配慮した空間を確保する必要がある。稼働件数に見合ったメンテナンスや設備更新を行うとともに、突発的な故障や斎場建屋の経年劣化に対応していく。

(5) 市営住宅

①現況と問題点

市営住宅は 16 団地（鶴岡地域 9 団地、藤島地域 1 团地、羽黒地域 2 团地、朝日地域 2 团地、温海地域 2 团地）あるが、半数以上が昭和 40～60（1965～1988）年代にかけて建設されていることから、築後 40 年以上が経過し老朽化が進んでいる。

また、高齢化の進行に伴い低層階への応募は多いものの、高層階は少ない状況にある。

※管理戸数（令和7（2025）年4月時点） 市営住宅822戸

建物の老朽化に伴い、配管や設備に不具合が発生する可能性が高まっている。また、低層階への入居を希望する全ての高齢・障害者の方に提供できない状況にある一方で、上層階では空き住戸が増加している。

②その対策

計画的な改修と修繕により既存公営住宅の長寿命化を図りながら、高齢、障害者など住宅確保に配慮を要する者のために、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅）による登録住宅を確保し、あわせて登録住宅への改修費、家賃などの支援を行う。また、高層階を移住希望者に向けたお試し居住用住戸として活用するなど、空き住戸の有効活用を推進する。

（6）公園・緑地

①現況と問題点

本市の都市計画公園等の公園・緑地については、鶴岡公園、小真木原公園、大山公園などの基幹的な公園のほか、鶴岡西部公園などの近隣公園が7箇所、地域住民に一番身近な街区公園や農村公園が132箇所、緑地公園を含めると合計186箇所となっている。

これらの公園は、維持・管理の適正化や長寿命化、資産としての有効活用の必要性とともに、少子高齢化を含む人口減少、住居誘導区域の設定といった公園・緑地を取り巻く環境が大きく変化てきており、公園・緑地のあり方から維持・管理まで社会の変化に対応した長期的観点での公園・緑地の取組みが必要とされている。

公園施設の多くは、開園してから30年以上が経過し、施設の老朽化が見受けられ、修理費などが増大している。

街区公園については、少子化や子どもたちの遊びの多様化などで、公園利用者が減少しており、利用実態を踏まえた公園整備のあり方が必要となっている。

公園トイレについては、男女兼用や洋式化されていないトイレがあり、利用しにくい状況となっている。

②その対策

公園施設整備は、人口減少社会に応じ、適正な維持管理や長寿命化による機能維持を行うとともに、「鶴岡市こどもの遊び場整備方針（令和7（2025）年3月策定）」に基づき、整備を行う際は施設の老朽化や利用者の意見等を踏まえ合意形成を図りながら遊具等の整備を進める。

また、憩いとやすらぎの場である公園や緑地の整備と保全を市民とともに進め、市民生活の豊かさの向上、災害時の一次避難所に指定されている公園施設の機能強化を図っていく。

(7) 克雪

①現況と問題点

積雪などの厳しい自然環境や、若年層の流出により、年々高齢者のみ世帯（一人暮らし高齢者世帯を含む）が増加している。高齢化の進行により、雪下ろしの危険性が高まるとともに、自力での作業を諦め業者等へ委託せざるを得ない状況が生じている。また、個人住宅とともに自治公民館等、共同施設の雪下ろし作業についても、高齢化に伴う労働力の不足が極めて顕著となっている。

多雪地域での生活は事故などの危険性が伴うだけでなく、定住の維持にもつながる課題であり、特に中山間集落では、雪処理の問題が過疎化、高齢化を一層進行させていている。このため、ますます雪下ろしなどの雪処理の担い手が不足し、雪に対する防災力が低下していることから、雪対策への支援を行い、住民が住み続けられる生活環境の整備を図る必要がある。

②その対策

冬期間の安全を確保するため、克雪住宅の普及促進など地域の実情に応じた除排雪体制の整備により雪に強い地域づくりを推進する。

自力で住宅の雪下ろしなどが困難な高齢者世帯については、業者等により除排雪を行う経費に対する助成を行い、集落内施設や高齢者世帯等の共同除排雪については、その解決に向け地元自治会(自主防災組織)等と連携しながら検討を進める。加えて、雪を生かした個性豊かな地域づくりを推進するため、雪を観光資源や水資源として捉えながら、各種イベントの実施などにより雪国文化を創出するほか、農産物の高付加価値のための冷熱利用や冬季スポーツ・レクリエーションへの活用など、総合的な利雪・克雪・親雪の地域づくりを推進する。

(8) 空き家

①現況と問題点

人口減少や高齢化社会などに伴って全国的に空き家が増加している。その中には所有者が不在・不明な場合や管理者意識が希薄なことから、適切に維持管理されない空き家があり、様々な問題を引き起こしている。

令和2（2020）年度に実施した空き家調査によると、空き家数は3,582棟であり、平成27（2015）年度の2,806棟に比べ776棟・27.7%増加している。

空き家棟数（3,582棟）の約7割に当たる2,420棟が鶴岡地域に集中する一方、他地域の増加状況については、鶴岡地域のうち郊外地が21.0%増、藤島地域が51.4%増、羽黒地域が46.6%増、櫛引地域が27.6%増、朝日地域が97.6%増、温海地域が32.4%増となっている。

空き家発生には、人口減少・高齢化が関連しており、今後も空き家の増加が続くもの

と想定される。また、空き家の中でも管理不全な空き家については、老朽化が進み屋根や外壁などの部材等の落下や飛散、空き家敷地内の立ち木が道路等に越境するなど、周辺の住環境に悪影響を及ぼしており、防犯、防災、景観上の問題が生じている。

②その対策

利活用の観点から、市場で流通されない空き家については、NPO つるおかランド・バンクが実施する空き家の有効活用につながる活動を支援し、取得希望者への情報発信を進める。また、市街地をはじめ郊外地、中山間地、沿岸部といった様々な地域特性を有する本市の居住環境整備は、その地域課題に即した対応が必要であり、関係人口の拡大や移住・定住の促進などによる空き家活用や地域コミュニティと連携した施策を推進する。

また、適切な管理が行われない管理不全な空き家については、所有者等へ助言や指導を行うとともに、危険度の高い空き家については、倒壊の危険をあらかじめ回避するため、危険空き家等解体補助金制度を活用するなど、解体誘導を促進していく。

(9) 老朽化施設

①現況と問題点

令和 6（2024）年度末時点で、建物系施設全体に占める、築 31 年以上が経過している施設の割合は 46.9% であり、現状の施設を更新せず、そのまま所有し続けると仮定した場合、築 31 年以上が経過している施設の割合は、10 年後には 73.4%、20 年後には 90.0% に達する見込みである。本市の公共施設等の多くが、今後 20 年以内に急速に老朽化が進み、安全性や利便性の低下要因となることが懸念される。

②その対策

公共施設の老朽化によって安全性や利便性の低下につながらないよう、少子高齢化や行政需要の変化にも対応しながら、安心で快適な生活環境の維持を目指す必要がある。

鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づき、安心・安全な市民生活を確保するため、中長期的な視点にたって、公共施設の長寿命化や複合化、集約化、廃止等による更新費用の軽減を図るとともに、更新費用が特定の時期に集中しないように平準化を図るなど、効率的な管理を行う。

(10) 生活環境

①現況と問題点

生活環境は、大気、水、土壌の他にも、様々な環境要素が調和して成立しており、市民活動や事業活動に伴いそれらのバランスが崩れると、生活環境に様々な影響が及ぶことがある。快適で質の高い生活を営むためには、こうした大気、水、土壌及び地盤などの生活環境を良好な状態で保持することにより、すべての人が豊かな環境の恵沢を

享受できる。

良好な生活環境を将来の世代に継承するには、市民、事業者、市が連携、協働しながら、様々な保全対策に取り組む必要がある。

また、近年、生活環境改善に対する行政依存の傾向が強まっており、大気汚染（野焼き等）や水質汚濁（油漏れ等）、騒音、悪臭に対する公害苦情相談の他、空き地の不適正管理に関する苦情相談が増加傾向にあることから、その対応や改善指導を強化する必要がある。

②その対策

本市では、鶴岡市生活環境保全条例（平成17（2005）年条例151号）を制定し、すべての市民が快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、良好な生活環境の確保を図るための方針を定めている。この条例のほか、鶴岡市環境基本条例、公害に関わる各種規制法、防止法に基づき、生活環境の保全及び市民の健康の保護のための各種施策を推進し、住みよい環境づくりを目指す。

（11）廃棄物・リサイクル

①現況と問題点

（ア）ごみ減量・リサイクルの推進と廃棄物の適正処理

本市におけるごみの総排出量は近年減少傾向にある一方で、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量については、全国平均、県平均と比べて高止まりの状態で推移している。

廃棄物の収集・処理体制については、家庭から排出されるごみはステーション方式で収集し、可燃ごみはごみ焼却施設において焼却処分、資源ごみ・不燃ごみはリサイクルプラザにおいて中間処理・資源化を行い、焼却灰及び不燃残渣は最終処分場に埋立処分している。非水洗化世帯から排出されるし尿については、許可業者が収集し、し尿処理施設において処理している。

また、ポイ捨て・不法投棄や海岸漂着ごみは減少していない。

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の削減が進んでいないことから、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rをさらに推進する必要がある。

廃棄物の収集・処理体制については、高齢化に伴うごみ出し困難世帯の増加や、し尿収集量の減少など、社会状況の変化に対応した廃棄物収集体制を構築するとともに、非常時においても、廃棄物処理を安定的かつ継続的に実施できる体制を構築する必要がある。

また、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や、陸域部から海洋へのごみの流出防止に向けて、市民の環境意識の高揚を図る必要がある。

（イ）廃棄物処理施設の整備と機能保持

ごみ焼却処理施設については、公設民営のDBO方式で、熱回収施設として整備し、令和3（2021）年4月から20年間運営業務を委託している。また、一般廃棄物最終処分場については、令和3（2021）年10月に供用開始している。

リサイクルプラザとし尿処理施設については、点検整備等を行い機能保持に努めている。

ごみ焼却処理施設については、ごみ発電によるエネルギー回収を推進している。

一般廃棄物最終処分場については、安定的な処理のために、生活環境の保全・自然環境の保全に配慮する必要がある。

リサイクルプラザについては、稼働開始から20年が経過し老朽化が進行していることから、将来の整備方針の策定が必要となっている。

し尿処理施設については、稼働開始から29年が経過し、制御機器の老朽化など設備機械全般が老朽化している。

②その対策

（ア）ごみ減量・リサイクルの推進と廃棄物の適正処理

食品ロスの削減やワンウェイプラスチックの削減など、ごみの減量を推進するとともに、分別の徹底や資源回収方法の見直しなど、リサイクルを推進する。また、SNSの活用など、具体的・効果的な情報発信に取り組む。

廃棄物の収集・処理体制については、高齢者等のごみ出し支援やし尿収集業務への支援を検討するとともに、非常時における家庭系ごみ収集の補完体制の確保などにより、持続可能な廃棄物処理体制を構築する。

また、クリーン作戦及び河川・海岸清掃の支援などにより、市民の環境意識の高揚を図る。

（イ）廃棄物処理施設の整備と機能保持

ごみ焼却処理施設については、適切なモニタリングを行い、安定的な稼働と計画通りの発電量を確保する。

一般廃棄物最終処分場については、ごみ減量や分別を促すなど最終処分量の削減を図りつつ、次期最終処分場の整備に向けた検討を進める。

リサイクルプラザについては、適正な整備方針を策定する。

し尿処理施設については、し尿・浄化槽汚泥処理量の大幅な減少から、令和12（2030）年度を目標として鶴岡浄化センターにし尿等受入施設を整備し、し尿処理の集約化・共同化を実施する。

（12）防災

①現況と問題点

庄内地方には、日本海東縁部に地震空白域が、庄内平野東縁部には活断層が確認されており、地震に対する備えを進める必要がある。また、近年は台風に限らず、豪雨や突

風といった被害が全国で発生しており、今後も急激な気象変化による風水害等の被害が懸念される。

町内会、集落単位で結成される自主防災組織の組織率は市全体で 99.9% と非常に高くなっている一方で、高齢化が進展しており、一人暮らし・高齢者のみの世帯の増加により自力避難困難者が増加することが懸念されている。

(ア) ハザードマップ・災害情報

各種災害ハザードマップ（洪水、土砂災害、津波、高潮、雨水出水）については、法改正や関係機関による浸水想定区域等の災害想定見直しがあり、関係機関の動向に合わせた見直し作業が必要になってくる。

(イ) 地域の支援体制づくり

大規模災害の初動期においては、地域の防災体制に頼るところが大きく、地区防災計画の作成を促し、活動に対する支援・協力を促進していく必要がある。

(ウ) 避難所等の機能強化

災害時には、小中学校やコミュニティセンター、地域活動センター等が避難所や災害対応の拠点となるため、必要な防災資機材等の整備・更新を計画的に進めていく必要がある。

②その対策

(ア) ハザードマップ・災害情報

各種災害ハザードマップについては、法改正や関係機関による浸水想定区域等の災害想定区域の見直しがあり、国・県等の指定・公表等に基づき、適宜見直しを図っていく。また、災害時には、市民が求める防災情報を迅速・的確に伝達する必要がある。

(イ) 地域の支援体制づくり

大規模災害の初動期においては、地域住民の安否確認や避難誘導などの諸活動について、自主防災組織の力が大いに期待されていることから、リーダーの育成や組織の活動に対する支援・協力を継続実施していく必要がある。また、自主防災組織と消防団が連携し地域の安全や防災意識の高揚に努め、災害による被害の未然防止、火災時の初期消火活動体制の強化、災害時要配慮者の救出救助体制の確立のために、防災マップと避難行動要支援者個別避難計画の作成や防災資器材等の整備及び防災訓練の実施等により災害に備える。

(ウ) 避難所等の機能強化

災害地区指定職員の指定のほか、必要な防災設備の整備等により、避難所の機能強化を図る。

(13) 防犯・交通安全

①現況と問題点

地域住民が安心して住めるまちになるためには、日頃から災害や犯罪に備えたまち

づくりが求められる。隣近所の日常的な声かけや支え合いなどの取組が、地域住民のネットワーク構築となり、防災・防犯につながっていく。

防犯については、近年では、SNS を通じたロマンス詐欺や投資詐欺など、年代を問わず被害が拡大しており、問題となっている。

また、交通安全については高齢者が関係する交通事故の割合が高い傾向にある。

(ア) 防犯

犯罪の手口が多様化・巧妙化する中、犯罪に対する知識が乏しく、困った時に相談できる環境にないと、犯罪に巻き込まれる可能性が高まる状況にある。特に、SNS を通じた詐欺や特殊詐欺等は、年代を問わず被害が広がっている。

(イ) 交通安全

社会情勢を反映した法令の改正も度々行われることから、生涯にわたって交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けていかなければならない。

②その対策

(ア) 防犯

犯罪被害の防止に向け、各種犯罪に関する意識啓発に加え、住民の主体的な見守り活動を行っていく。また、子どもの見守り活動やパトロールなどについては、地域と連携した取組により、防犯や少年非行の未然防止を進める。

あわせて、近年被害が拡大している SNS を通じた詐欺や特殊詐欺等についても、警察や関係機関と連携し、注意喚起や情報提供を行っていく。

(イ) 交通安全

地域、学校などと連携した交通安全教育を行っていく。また、事故に巻き込まれやすい高齢者と子どもの安全確保を目指し、道路交通環境の整備のほか、家庭や地域と連携した交通安全啓発活動を行う。

(14) 目標値

	基準値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
下水道普及率（※）	96.1%	(R13) 98.1%
出火率（人口 1 万人あたりの出火件数）	2.4 件	2.4 件
指名救急隊員数に対する救急救命士（非運用職員除く）の割合	86.5%	90.0%
応急手当講習の年間受講者数	446 人	700 人
住宅確保要配慮者専用住宅登録戸数	937 戸	1,176 戸
危険空き家解体数	22 棟	52 棟
空き家バンク成約数（累計）	273 棟	408 棟
空き家を活用した住宅リフォーム支援事業実施件数（累計）	64 棟	95 棟
地区防災上での地区防災計画策定組織数の割合（単位自治組織数）	29.4% (136 件)	40% (180 件)

※：目標値は鶴岡下水道ビジョン（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）の目標指標に合わせ設定。

(15) 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
生活環境の整備	水道施設	上水道	水道事業	庄内広域水道企業団
	下水道処理施設	公共下水道	公共下水道事業	鶴岡市
		集落排水施設	集落排水事業	鶴岡市
		その他	浄化槽事業	鶴岡市
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	鶴岡市
	火葬場		火葬場整備事業	鶴岡市

	消防施設	消防施設整備事業	鶴岡市
	公営住宅	市営住宅整備事業	鶴岡市
過疎地域持続的 発展特別事業	生活	消防施設管理運 営事業	鶴岡市
		火葬場管理運営 事業	鶴岡市
		市営住宅管理運 営事業	鶴岡市
		公園管理運営事 業	鶴岡市・団体等
		克雪対策事業	鶴岡市・団体等
		空き家対策事業	鶴岡市
		環境対策推進事 業	鶴岡市・団体等
	環境	ごみ処理施設管 理運営事業	鶴岡市
		自然環境学習施 設管理運営事業	鶴岡市
		防災・防犯	地域防災・防犯 対策事業
		その他	庁舎・市有財産 管理運営事業
		基金積立	公共施設整備基 金事業
		その他	公園整備事業
			鶴岡市

(16) 公共施設等総合管理計画等との整合

(案)

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 児童福祉

①現況と問題点

近年、少子化の進行、核家族や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化している。

令和6(2024)年4月の就学前児童の人口は、平成27(2015)年4月に比べて71.3%まで減少しており、市内の保育所や認定こども園等では入所児童数が定員を下回る施設が増えており、運営等にも影響を与えている。特に、郊外においては入所児童数の減少幅が大きく、持続可能な集団保育の環境について支援が必要になっている。

その一方で、核家族や共働き世帯は増加し、学童保育のニーズが高まっており、児童が安全・安心に生活できる場の整備と受け皿の確保が必要となっている。

また、子ども・若者や子育て世代に行ったアンケート調査では、子ども・若者の成長に欠かせない遊び場の整備が強く求められている。子ども施策を進める上では、当事者である子どもの意見を聞く重要性についても提唱されている。

育兪に不安や困難を感じている親世代は増加しており、妊娠期・産褥期にかかる支援や就学前の母子支援、発達障害への支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図っていく必要がある。特に、集落が分散している場合、地理的要因から、子育てサービス等の支援が気軽に受けにくいという状況も生じており、子育て支援機能の持続可能となる支援が必要となっている。

さらに、近年、児童虐待やいじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー等といった子ども自身が抱える課題や子どもが置かれる環境により生じる課題が、社会の変化とともに複雑化している。

すべての子ども・若者、子育て世代が、将来にわたり幸福な生活を送ることができる地域の実現に向け、子育てに関するニーズや課題、また、子どもが抱える課題に対応すべく、子ども施策を総合的・計画的に推進していく必要がある。

②その対策

保育所等の子育て支援機能が持続可能となる運営や、集団保育による保育環境を維持するため、施設の修繕や改修等の整備を図っていく。施設の統廃合に伴い、遠隔地からの通園児童をバス送迎する保育園通園事業に対して補助支援するとともに、経年劣化した送迎バスの更新を計画的に行う。また、豪雪地域の通園時の安全確保のための園内除雪等の支援を行う。森の保育事業など恵まれた地域資源を活かし、市街地圏との相互交流等を通じて、地域活性化と児童の健全育成を図る。

施設の老朽化や狭隘化が課題となっている放課後児童クラブの整備を進め、放課後の児童の居場所として安全・安心に生活できる場を提供するとともに、放課後児童クラブのない郊外地の小学校区において、長期休暇中等に地域が行う留守家庭児童の

居場所づくりを支援する。

子どもの創造性や主体性を向上させる遊びの環境を整えるため、地域資源を活かしながら遊び場の整備を進める。

妊娠期・産褥期における育児不安を軽減させるため、子ども家庭センターを始めとする相談支援体制を強化とともに、地域子育て支援センターの利用を促進する。発達障害等の子育て困難者に対して、保護者や家族の意向を尊重しながら、保健・福祉・保育・教育の関係機関の連携を強化し、療育環境の向上と支援体制の構築を目指す。

(2) 高齢者福祉

①現況と問題点

65歳以上の老人人口は、令和3（2021）年の43,700人台をピークに減少に転じ、今後も減少が続く見込みであるが、令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」の全てが75歳に到達し後期高齢者の増加が続くため、その後の令和12（2030）年以降は医療と介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれている。

介護保険制度の創設から25年が経過し、この間、高齢者の総合相談支援体制やサービス提供の基盤整備等も進み、高齢者の介護等を社会全体で支える制度として定着し、発展してきた。しかしその一方で、地域力の低下や高齢者が抱える不安が多様化・複雑化している事に加え、高齢化が進んだ地域では、一人暮らしや認知症の高齢者がますます増加している。

また、高齢者を支える側としての生産年齢人口の減少により、今後は介護予防や制度によらない地域での支え合いが一層重要となっている。

（ア）介護予防の充実と社会参加の促進

介護サービス基盤の整備、介護を支える人的基盤の確保が重要となる一方、「高齢者の自立支援」「要支援要介護状態の重度化防止」を基本とした介護保険制度への市民の理解をさらに深めながら、介護予防・健康寿命の延伸などに取り組む必要がある。

（イ）地域生活を支える体制の充実

高齢者を支える地域力の低下や高齢者が抱える不安が多様化・専門化していることから、行政、各種機関、団体との連携をさらに進める必要がある。また、地域包括支援センターの機能の充実、近隣住民等による支え合いなどの地域資源の利用が重要な要素となっており、今後は、複合的な課題を包括的に支援できる体制の構築を進めるとともに、住民同士の支え合いのある地域づくりを行いながら地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指すことが求められる。

（ウ）認知症施策の総合的な推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加しており、県の推計では、令和7（2025）年時点で、県内の高齢者のおよそ3人に1人が認知症又はその予備群といえる状況となっている。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になるこ

となどを含め、認知症を自分ごととして理解することが重要である。

(エ) 介護保険制度の健全な運営

超高齢化社会を迎える中にあっても、将来にわたって制度を持続させ、高齢者の尊厳を守り、本市のどこに暮らしていても、必要なサービスが適切に利用できるよう、公平で公正な要介護認定に取組むとともに、サービス提供事業者と連携し適切で良質な給付を行い、保険財政を健全に運営する必要がある。

②その対策

(ア) 介護予防の充実と社会参加の促進

年齢を重ねても健康で自分らしく活動的に暮らすことができるよう、高齢者が自主的、継続的に介護予防に取り組める場をつくる。また、生涯学習、スポーツ及び自主活動への参加の機会を充実させながら、これまでの知識経験を生かして活動的な生活を送れるように支援する。

(イ) 地域生活を支える体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域ケア会議などで把握した生活課題の解決に向け、住民同士の支え合いや新たな生活支援サービスの創出に取り組む。また、介護が必要な状態になっても、自身の有する能力を発揮し、尊厳のある自立した生活を営むことができるよう、在宅医療、介護の連携を推進するとともに、介護者の高齢化、育児と介護のダブルケア、男性介護者の増加など、多様な家族の介護に対応しながら本人や家族への支援の充実、虐待防止、権利擁護の支援などに取り組む。

(ウ) 認知症施策の総合的な推進

認知症への理解をさらに深めるための普及啓発を行なながら、認知症の症状や生活機能の低下に合わせて適切に医療及び介護の提供を行える体制整備を推進する。また、できる限り住み慣れた地域の中で、本人や家族の尊厳や意思が尊重され、その人らしく暮らし続けられる地域づくりをめざすために、地域全体で認知症本人とその家族を支える活動をさらに推進する。

(エ) 介護保険制度の健全な運営

介護保険の限られた財源の中で、本当に支援が必要な人に、適切で良質なサービスを持続的に提供し続けるために、要介護認定の迅速かつ公平・公正な実施、介護給付の適正化、事業者への運営指導、保険財政の適切な管理に取組む。

(3) 障害者福祉

①現況と問題点

本市の障害者手帳所持者数は、令和7（2025）年3月末で6,726人、人口に占める割合は約5.8%であり、市民の約17人に1人が心身に何らかの障害がある状況にある。また、サービス利用者の障害者別の割合は、令和6（2024）年度のデータによると、知

的障害者が約 43%と最も高く、ついで精神障害者が約 38%、身体障害者が約 17%の順となっている。

自立支援給付については、人口減少と身体障害者の高齢化による介護サービスへの移行などの減少要因はあるものの、利用実人数、給付費ともに増加傾向にあり、特に、共同生活援助と就労継続支援 B 型は、5 年前と比較して利用実人数が 10%増、給付費が 24%増加している。

障害者福祉の施策においては、「鶴岡市障害福祉計画（第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画）」に基づき、障害のある人もない人も、地域のなかで安心して生活することができる社会の実現を目指し、サービス提供基盤の充実、公共施設等のバリアフリー化や様々なアクセシビリティの向上を図り、障害者の地域自立生活や社会参加を促進するため、障害福祉サービスの充実と総合的な支援体制の整備を進める必要がある。

②その対策

(ア) 地域で安心して暮らすための環境整備

障害者等が、住み慣れた地域のなかで安心して生活することができるよう、相談支援、保健・医療サービスや障害福祉サービスを充実させるとともに、権利擁護と差別の解消を推進する。

(イ) ともに働き、ともに社会参加するための環境整備

障害者等が自立した生活を目指して就労し、障害のない人とも働くことができるよう教育・福祉・雇用関係機関と連携していくとともに、障害者雇用の場の拡大や障害者の職業訓練、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための支援を行う。

(ウ) 障害のある人にやさしい地域社会の実現

障害者等が、安心して地域で暮らすことができるよう、情報やコミュニケーション、生活環境などの環境整備を進めるとともに、市民の障害理解に関する普及・啓発を推進する。

(4) 母子保健

①現況と問題点

合計特殊出生率や妊娠届出数は年々減少している中で、妊娠・出産・子育てにおいて支援が必要な妊産婦の割合は増えている。乳幼児期は、心と体の基礎を形成する大切な時期であり、養育者の影響を多大に受けやすいため、親子が適切な育児環境の中で生活することが重要である。3 歳児健診時の問診内容より「育てにくさを感じる親の割合」は増加傾向にある。

また、若い女性のやせや肥満の増加、出産年齢の高齢化等リスクの高い妊娠が増加傾向にあり、妊娠前からのプレコンセプションケア（※）が、健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代のこどもたちの健康につながり重要である。

(※) 将来の妊娠・出産を含めた人生設計を考え、妊娠前から心身の健康管理を行うヘルスケア

(ア) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の強化

安心・安全な妊娠・出産及び子育てが行えるよう、切れ目なく支援を行うとともに相談しやすい体制を充実させていくことが必要となっている。

(イ) 親子に寄り添う支援の強化

子どもの発達・発育に不安を持つ親に寄り添い継続的な支援を行い、医療・福祉・教育等の連携を強化し、親の不安軽減に努める必要がある。また、子ども及び家族の健康づくりと生活習慣病予防のため、規則正しい生活習慣を身につけることが必要となっている。

(ウ) ライフプランをイメージした健康づくりの推進

若い世代が自分の将来のライフプランを考え健康的な生活を送るため、プレコンセプションケアの正しい知識の普及が必要である。

②その対策

(ア) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の強化

健やかで安心安全な妊娠出産のため、妊娠期から子育て期まで一体的に相談支援につながる働きかけや、切れ目のないきめ細やかな支援を推進する。

(イ) 親子に寄り添う支援の強化

育てにくさを感じる親子に寄り添い、子どもの発達・発育に応じた総合的な支援を行う。子ども及び家族の健康づくりと将来の生活習慣病予防のための支援を推進する。

(ウ) ライフプランをイメージした健康づくりの推進

若い世代の健康増進や将来の妊娠のためのプレコンセプションケアの取組を推進する。

(5) 健康増進

①現況と問題点

いきいきとした生活を送るためにには、日頃からの健康管理が大切である。健康のために食生活に気をついている人の割合は増えているが、毎食野菜を摂取する人の割合は低下している。減塩に対する意識は向上しているものの、通院中の病気で高血圧が最多となっている。

運動習慣のある人の割合は増加しているが、全国や県と比較すると低く、全ての年代で日常的に歩く機会が少ない。特に若い世代で運動習慣のある人の割合は依然として低い。

また、こころの健康を保つためには、適度な運動、バランスのとれた栄養・食生活などに加え、睡眠や休養を十分にとり、ストレスと上手につきあうことが重要である。日々の生活の中で悩みやストレスを感じている人の割合は、過去の調査結果から低下

傾向にあるが、全体の半数を超える人が何らかの悩みやストレスを抱えている。

生涯のうち約2人に1人ががんに罹患すると推測されており、高齢化に伴い、がんの罹患者や死亡者数は今後も増加していくことが見込まれている。

(ア) 生活習慣の改善の推進

市民の望ましい生活習慣の確立に向けて、幼少期から成長段階に応じた食育の推進を図るとともに、生活習慣病予防、フレイル予防のために、栄養・食生活、運動に関する正しい知識の普及が必要である。

(イ) こころの健康づくりの推進

こころの病気で代表的なうつ病は、誰でもかかる可能性があり、自殺の原因になっている。また、睡眠で、十分に休養がとれている人の割合は、増加傾向にあるが、全国と比較して低い状況となっている。

(ウ) 生活習慣病の早期発見と重症化予防

生活習慣病やがんの発症予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期発見・早期治療のために、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組んでいく必要がある。

また、健診結果要精検者に対して、重症化予防のため保健指導対策等を強化する必要がある。

②その対策

(ア) 生活習慣の改善の推進

乳幼児期からの食育を推進し、成人期においては適正体重の維持、高齢期においては低栄養やフレイルの予防につながるよう、望ましい食習慣を進めていく。また、日常生活の中で、適度な身体活動や定期的な運動習慣を推奨する情報提供や学習会を行い、生活習慣病やロコモティブシンドローム（※）、フレイルなどの予防に取り組んでいく。

（※）骨・関節・筋肉・神経など運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態

(イ) こころの健康づくりの推進

休養や睡眠、うつ病などについて、こころの健康づくりに関する普及啓発と相談できる窓口や専門機関などの周知を図るとともに不安や悩みを抱える人への支援に取り組んでいく。

(ウ) 生活習慣病の早期発見と重症化予防

がん予防の周知啓発や定期的ながん検診の受診を勧め、がん予防及び早期発見・早期治療に取り組んでいく。また、糖尿病や高血圧などの循環器疾患の発症や重症化を防止するため、定期的な特定健診の受診を勧めるとともに、生活習慣改善への意識づけや行動変容に取り組んでいく。

(6) 目標値

	基準値	目標値
子育て中の生活が「満足」「やや満足」と回答した割合	(R6) 就学前世帯 60.1% 小学生世帯 55.4%	(R12) 就学前世帯 63.1% 小学生世帯 58.2%
福祉施設に通所している利用者のうち、企業などと雇用契約を結び就労した人数（※）	(R6) 25	(R10) 28
男性の肥満者の割合	(R5) 32.7%	(R12) 30.0%以下
女性の肥満者の割合	(R5) 21.3%	(R12) 20.0%以下
睡眠で休養がとれる人の割合	(R5) 70.4%	(R12) 73.4%
自殺死亡率（人口 10 万対）（※）	(R5) 19.9	(R10) 15.0 以下
胃がん検診（※）	(R5) 29.6%	(R10) 36.6%
肺がん検診（※）	(R5) 40.1%	(R10) 43.9%
大腸がん検診（※）	(R5) 38.5%	(R10) 41.2%
子宮がん検診（※）	(R5) 30.9%	(R10) 35.0%
乳がん検診（※）	(R5) 20.8%	(R10) 24.7%
要介護認定率（※）	(R6) 17.81%	(R10) 19.00%以下

※：目標値は第 2 次鶴岡市総合計画後期基本計画（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）の目標指標に合わせ設定。令和 12（2030）年度の目標値については、次期総合計画の策定に合わせ設定を行う。

(7) 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設	保育所	児童福祉施設整備事業	鶴岡市・団体等
		児童館	児童館等整備事業	
	障害者福祉施設	障害者支援施設	障害者福祉施設整備事業	鶴岡市
	母子福祉施設		子育て支援セン	鶴岡市・団体等

	市町村保険センター及び母子健康包括支援センター	タ一整備事業	
	過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	児童福祉施設運営事業 鶴岡市
			子育て支援センター等運営事業 鶴岡市
			児童館等運営事業 鶴岡市
			放課後児童クラブ等運営事業 鶴岡市
			児童福祉推進事業 鶴岡市
			子ども・子育て支援事業 鶴岡市
			児童手当等支給事業 鶴岡市
			母子福祉事業 鶴岡市
	高齢者・障害者福祉	高齢者・障害者福祉施設管理運営事業 鶴岡市	高齢者・障害者福祉施設管理運営事業 鶴岡市
			高齢者・障害者施策推進事業 鶴岡市・団体等
	健康づくり	健康づくり推進事業 鶴岡市	健康づくり関連施設管理運営事業 鶴岡市
			その他 プレーパーク管理運営事業 鶴岡市
	その他	プレーパーク整備事業 鶴岡市	放課後児童クラブ等整備事業 鶴岡市・団体等

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更

(案)

新等を中長期的視点で計画的に実施する。

8. 医療の確保

(1) 地域医療

①現況と問題点

医療の高度化・専門性が高まる中、今後さらなる高齢化の進行により、診療所など地域に密着した医療機関の重要性が高まっている。

本市では、市街地中心部に荘内病院と休日夜間診療所を、朝日地域に2つの国保直営診療施設を設置しており、住民の健康管理と地域医療として重要な役割を果たしている。

医療提供体制の充実については、必要な医療をいつでも安心して受けられるように、地域の医療従事者の確保を図る必要がある。また、急性期から回復期、慢性期医療まで切れ目のない医療を提供するためには、病院と病院、病院と診療所間の役割分担や連携を進めるほか、救急医療、災害医療、在宅医療の体制の整備が求められている。

休日夜間診療所については、運営に協力している鶴岡地区医師会会員の医師の高齢化及び減少により、出勤割当の調整が難しくなっている。

国保直営診療施設については、高齢化の進行により、移動手段を持たない高齢者世帯や在宅療養者の増加が予測され、安心して受診できる環境の整備が求められている。

②その対策

(ア) 急性期・回復期・慢性期まで切れ目のない医療の提供

急性期、回復期及び慢性期まで切れ目のない医療を提供するため、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会などと情報共有を図りながら医療提供体制の充実を図る。加えて「かかりつけ医」制度のさらなる定着に向け周知と普及を進める。

また、荘内病院では、高度医療の提供や重症患者の治療を担う急性期医療を、湯田川温泉リハビリテーション病院では、回復期、リハビリテーション医療の充実を図る。

(イ) 在宅医療の推進

子どもから高齢者まで患者と家族が安心して在宅医療を受けられる体制の整備を図るため、医療福祉関係者が一体となって医療と介護が連携した診療体制の確保を進める。また、症状の急変に対応した病院、診療所、訪問看護ステーションなどとの円滑な連携による診療体制の確保を図る。

(ウ) 救急医療・災害医療体制の整備

救急医療については、救急告示病院、休日夜間診療所、消防との連携を強化し、救急医療体制の充実を図るとともに、医療機関の適正受診について普及啓発に取り組む。

また、災害医療については、災害拠点病院の指定を受けている荘内病院を中心として、行政、消防及び医療機関などが連携し、迅速かつ柔軟に適切な医療提供ができるよう災害医療体制の強化を図る。

休日夜間診療所については、診療日及び診療時間の見直しにより、継続して運営できる体制を構築する。

また、国保直営診療施設については、両診療所における患者の輸送体制の充実や、安心して受診できるような医療設備・体制の充実を図る。

(エ) 医師、看護師などの医療従事者の確保

医師の確保をはじめ、看護師の養成、薬剤師、技師などの医療従事者の確保に取り組むとともに、新校舎を開校した莊内看護専門学校では、令和7年度入学生から学年定員を従来の20名から30名に拡大し、学生の確保・養成を強化する。

(2) 目標値

	基準値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
鶴岡市および三川町における莊内病院の救急搬送受入れ割合	74.6%	80.0%

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
医療の確保	診療施設	病院	病院施設整備事業	鶴岡市
	過疎地域持続的発展特別事業	自治体病院	病院管理運営事業	鶴岡市
	その他		地域医療推進事業	鶴岡市
			医療関連教育施設整備事業	鶴岡市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

9. 教育の振興

(1) 学校教育

①現況と問題点

急速な少子高齢化、人口減少、ICT化、グローバル化など、社会急激な変化に伴い、教育を取り巻く環境も大きく変化している。こうした中、子ども一人ひとりの学びの質の向上や、学習環境の充実を図ることが重要となっている。これらを踏まえ、ICTの効果的な活用や地域との連携を通じて、個別最適な学びと協働的な学びを進め、持続可能な地域社会の実現に向けた教育施策の推進が求められている。

(ア) たくましさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

社会が大きく変化する中、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたり学び続ける人間の育成をめざすためには、子ども一人ひとりが意欲的に取り組む学習指導、社会力と思いやりの心を育てる教育などを実践していく必要がある。

(イ) 豊かな教育資源の活用

郷土の自然や歴史、伝統、文化などに対する理解を深めるためには、市内施設や郷土の教材を活用した地域内学習が有効であり、それらの体験的な学習を通して「ふるさと鶴岡」を愛する心を育む教育が求められている。

(ウ) 地域と協働する「チーム学校」の推進

学校教育においては、単なる知識の習得のみならず、これからの中社会に必要な資質や能力を明らかにし、「ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくり」を目標に、学校、保護者、地域が一体となって取り組んでいく必要がある。

(エ) 適正な教育環境の整備

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められているが、老朽化が進んでいる。

また、通学環境については、遠距離通学児童生徒の通学対策として、通学費用の助成やスクールバスの運行を実施し、通学の安全確保と負担軽減を図っている。行政区画が広範なため運行台数が多く、計画的に更新していく必要がある。さらに、少子化により登校班の編成が困難な地域が生じていることや、鳥獣被害への懸念など、様々な理由からスクールバスの利用希望が増加している。

給食施設については、児童生徒数や地域の実情を踏まえ、給食調理施設の規模や箇所数、衛生管理に必要な機能を検討し、施設の整備を図っていく必要がある。

②その対策

(ア) たくましさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえた、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを促してい

くとともに、思いやりと優しさにあふれ、健康でたくましい児童生徒を育成するため、探究型学習の推進や道徳教育、安全教育の充実を図り、家庭や地域と連携しながら特色ある体験的な教育活動を進める。

(イ) 豊かな教育資源の活用

豊かな自然環境や歴史や伝統、次世代産業や学術機関などに加え、子どもの学びを支える地域人材を教育資源として活用し、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動を展開することにより、夢の実現に向けて学び続ける児童生徒に必要な資質能力を育成する。具体的には、小学1年生及び転入生に「親子で楽しむ庄内論語」を配布したり、「ふるさと鶴岡の学習」として小学校を対象に致道博物館の入館料を補助したり、小学校スキー学習等の支援を行う。

(ウ) 地域と協働する「チーム学校」の推進

学校・保護者・地域の連携と協働による地域に根差した特色ある学校づくりを進めるとともに、専門的な知識・技能を有する外部人材の活用を推進する。

(エ) 適正な教育環境の整備

これからの中学校の在り方について、総合的・多角的な視点から検討していく必要があり、児童生徒が安心して学校生活を送り、学びの充実と健やかな成長が図れるよう教育環境の整備に努めるとともに、非常災害時でも安全に利用できるよう学校施設の長寿命化を図りながら施設整備を進める。

また、通学においては、学校や地域の事情に応じた安全な通学手段の確保と、保護者の負担軽減を図るため、スクールバス車両を計画的に更新しながら、安全かつ円滑な運行を実施していく。

給食施設については、適切な規模や効率的な事業手法を検討し、老朽化した施設の整備を進めるとともに、既存施設の将来的な統合を見据えて計画的な修繕・更新を行い、地域の特色を活かした安全でおいしい給食を提供していく。

(2) 生涯学習

① 現況と問題点

本市の生涯学習活動は、公民館、図書館、コミュニティセンター等を拠点として、個人の生きがいづくりに結びつく趣味、教養の向上に向けた講座などを中心に各種事業を展開している。実施にあたっては、公民館、コミュニティセンター職員とともに、小学校区毎に配置する生涯学習推進員が、住民のニーズを把握しながら事業の企画運営と住民参加、住民参画を推進している。

(ア) 市民の多様な学習の促進

人口減少、高齢化、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、公民館等が実施する事業の参加者が減少し、集団による学習活動や交流活動、地域活動等が難しくなっている。こうしたことから、個人の生きがいづくりや地域課題解決に必要な知識

を身に付けるため、市民が必要とする学習機会の拡充、学習活動への更なる支援が求められている。

(イ) 社会教育活動推進のための施設機能の充実

地域の実情に応じた市民の自発的な学習活動や、学びの成果を生かした地域づくりの実践が活発に展開されるためには、その拠点となる社会教育施設の充実が求められている。

(ウ) 市民の読書活動の推奨・推進

読書活動を推奨していくにあたっては、地域差が生じないよう、図書館本館、分館に加え、学校、社会教育施設などが連携し、身近に本に触れる機会を創っていく必要がある。

②その対策

(ア) 市民の多様な学習の促進

市民の学習活動と相互交流の推進のため、各世代の学習ニーズを適確に捉えながらプログラムの充実を図り、住民主体の多様な生涯学習の推進を支援する。また、実施にあたる公民館等の職員や生涯学習推進員への研修機会の確保や情報提供を通じて資質向上と活動支援を行っていく。

(イ) 社会教育活動推進のための施設機能の充実

市民ニーズの把握を行いながら、効果的な事業運営体制となるよう、施設利用における利便性や施設の維持管理の向上などを図り、生涯学習の拠点となる社会教育施設などの機能の充実を図っていく。

(ウ) 市民の読書活動の推奨・推進

市民の生きがいづくりや学習活動、調査研究活動に必要な資料や情報の適切な提供と快適な読書環境の整備を図り、生涯にわたる読書活動を奨励し、推進する。特に、子どもたちがより心豊かに生きていくために大切な、子ども時代の読書活動の充実を図る。

(3) スポーツ

①現況と問題点

本市では、市民が気軽にスポーツ活動等を行える場として、体育館や野球場、プール等のスポーツ施設を設置している。また、市民が生涯スポーツに取り組むとともに運動習慣の定着化に向けた市民参加型のイベントの開催、総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成支援を行っている。また、国際大会で活躍するトップアスリート育成を支援するため、競技団体等との連携を図っている。

(ア) 市民の健康につながる生涯スポーツの充実

高齢化の進展により、健康増進の意識が高まっており、ウォーキング等の運動を実施する市民も増えていることから、通年で利用できる屋内運動施設の整備を行ったが、

スポーツ実施率は市民によって差がある状況である。「てくてく健康里山あるき」や「市民登山」などのように、多くの市民が参加しているイベントはあるが、市民の誰もが目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境を整える必要がある。

個人のライフスタイルに合わせたスポーツ活動への動機づけとその定着が重要であり、市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントの開催や、楽しさ、喜び、自発性に基づき本質的な「スポーツそのものが有する価値」が高まるプログラムの提供が求められる。

(イ) 地域の活力となる競技スポーツの振興

オリンピック級のトップレベルで地元スポーツ選手が活躍するには、中学校・高等学校の運動部や競技団体が連携し選手を育成できる環境と、アスリート育成を担う指導者の資質向上が求められる。また、トップアスリート及びその育成にあたった指導者の活躍の促進、地元企業と連携したトップアスリートのキャリアを活かした活動の支援が必要である。そのために、競技レベルの高い大会の開催や企業・大学等の合宿の誘致を進め、地元選手の競技意識を高めることが重要である。

(ウ) 充実したスポーツ施設の管理運営

市民の誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設として、住民のニーズに応じた整備を図る必要があり、利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、長寿命化のための修繕や改修、地域バランスのとれた整備を進めることが重要である。

(エ) 地域に関わるスポーツ環境の充実

加入者が減少傾向にある総合型地域スポーツクラブや広域化が進んでいるスポーツ少年団など、スポーツ団体の活動維持が難しくなってきている。幼少期からスポーツ機会が持続できるように、これらスポーツ団体の支援のほか、地域の自然や文化に触れるスポーツツーリズムによる地域活性化や市民が主体的に参画するスポーツの環境づくりが必要である。

②その対策

(ア) 市民の健康につながる生涯スポーツの充実

個人のライフスタイルに合わせたスポーツ活動の動機づけとその習慣化を図るために、ウォーキング等の市民参加型イベントを行うほか、スマホアプリ等を活用したインセンティブの提供を通して、スポーツを通じた市民の心身の健康の保持増進、いきがいのある生活の実現と心通い合う地域づくりを進める。

(イ) 地域の活力となる競技スポーツの振興

トップアスリート育成のため、競技団体などの関係団体との連携強化により、地元選手の競技力向上、青少年の指導環境を整えるとともに、本市出身のトップアスリートの回帰・定着として活動環境を作り出すために地元企業などと連携した取組を進める。さらに、トップレベルの大会の開催や企業や大学のスポーツチームの合宿誘致、

ポスト東京オリンピック・パラリンピックとして来訪者との相互の交流を継続、地元選手の競技力向上や地域活性化を図る。

(ウ) 充実したスポーツ施設の管理運営

共生社会に向けた施設機能や利用者の安全確保を目指した既存スポーツ施設の修繕・改修を進める。指定管理者制度による適正かつ効率的な管理運営を推進する。また、地域住民が利用しやすい学校体育施設を含めたスポーツ施設の有効活用と老朽化した施設の再配置を検討する。

(エ) 地域に関するスポーツ環境の充実

市民が主体的に活動するとともに、子どもを含む多世代のスポーツ機会が持続できるように、スポーツ少年団についての育成支援や総合型地域スポーツクラブ、地域体育協会等との連携を進める。

(4) 目標値

	基準値	目標値
全国学力・学習状況調査における割合 ・自己肯定感を感じている子ども	(R6) 85%	(R12) 90%
生涯学習講座に参加した市民の満足度	(R6) 84.3%	(R12) 89.2%
成人週1日以上の運動実施率（※）	(R2) 55.4%	(R10) 70%
成人週3日以上の運動実施率（※）	(R2) 34.3%	(R10) 35%

※:目標値は第2次鶴岡市総合計画後期基本計画(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)の目標指標に合わせ設定。令和12(2030)年度の目標値については、次期総合計画の策定に合わせて設定を行う。

(5) 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
教育の振興	学校教育関連施設	校舎	校舎整備事業
		屋内運動場	屋内運動場整備事業
		スクールバス・ポート	学校通学対策事業

	給食施設	給食センター整備事業	鶴岡市
集会施設、体育施設等	公民館	公民館整備事業	鶴岡市
	集会施設	コミュニティセンター等整備事業	鶴岡市
		公民館類似施設等整備事業	鶴岡市・団体等
	体育施設	スポーツ施設整備事業	鶴岡市
	図書館	図書館等整備事業	鶴岡市
過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	学校等管理運営事業	鶴岡市
	高等学校等	学校通学対策事業	鶴岡市
	生涯学習・スポーツ	生涯学習振興事業	鶴岡市・団体等
		スポーツ振興事業	鶴岡市・団体等
	公民館管理運営事業	公民館管理運営事業	鶴岡市
		コミュニティセンター等管理運営事業	鶴岡市
		図書館等管理運営事業	鶴岡市
	その他	スポーツ施設管理運営事業	鶴岡市
		学生支援事業	鶴岡市

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

10. 集落の整備

(1) 集落対策と広域コミュニティ

①現況と問題点

東北一の面積を有する本市では、地域コミュニティの中核を担う町内会・自治会が、市街地、平野部、海岸部、中山間地域に散在しており、農村部では小規模集落が多く、半数以上は50世帯以下で構成されている。

(ア) 住民主体の地域づくりの推進

地域の課題に対して、住民自らが「我が事」として取り組んでいくためには、将来の目指す姿と実現に向けた取組を地域ビジョン等の形で策定し、それに基づいた活動を行っていく必要がある。

(イ) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保

多様化する地域の問題に対応していくためには、単独の町内会・自治会だけでは解決できない内容も多く、広域コミュニティの視点で捉え直す必要がある。

また、地域活動の拠点となるコミュニティセンター等については、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な整備が求められている。

(ウ) 中山間地域における集落対策の推進

少子高齢化の進展、就業形態を含む社会構造や個人の意識・価値観の変化等により、担い手が不足し、自治会等の運営の困難な組織が生じており、その傾向としては、市街地等に比べ中山間地域においてより深刻な状況にある。また全体的に山間部は小規模集落が多く、集落内での交流活動も難しくなっている。

②その対策

(ア) 住民主体の地域づくりの推進

地域づくり活動を支援するために支援員やアドバイザー職員を配置し、地域主体のビジョン策定や課題解決に向けた活動を支援していく。

(イ) 住民自治組織の強化と地域づくり活動の担い手の確保

単位自治組織自らがその使途を決定し、組織体制の強化や事業の運営に活用する住民自治組織総合交付金により支援を行うとともに、交通や生活上の不利条件が重なる地区に対しては、その現状を鑑み、加算措置により負担軽減を図るなどコミュニティ活動への支援を行う。加えて、単位自治組織の機能の補完をはじめ、生涯学習事業や福祉、防災の活動も含めて、地区全体を見通した事業ができるよう広域コミュニティ組織に対しても支援を行う。

また、老朽化や狭小等の課題を抱える地域の活動拠点については、地区の集落数や人口等を考慮した必要な整備を行うとともに、廃校等の周辺施設の活用を図りながら、安全・安心な暮らしを守る災害時の拠点施設としての機能や、地域の賑わいや活力の創出に資する地域活動拠点の整備を行う。

(ウ) 中山間地域における集落対策の推進

これまでの集落実態調査や集落対策の取組などを踏まえた上で、一体的かつ日常的な生活圏を構成している旧小学校区程度の範囲の複数集落を「集落生活圏」として捉え、そのネットワーク化を図りながら、圏域全体で安心して暮らせるよう生活基盤の維持・強化を図る。

また、人材と地域を繋ぐ仕組として、外部人材の活用検討を行う。

(2) 目標値

	基準値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
地域ビジョン策定件数 (累計)	16 件	20 件

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	集落整備	過疎対策推進事 業
			鶴岡市・団体等
	基金積立	過疎地域活性化 基金事業	鶴岡市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

11. 地域文化の振興等

(1) 文化資源・芸術文化

①現況と問題点

本市は国内でも季節の変化がはっきりとした土地柄であり、この豊かな自然の中での暮らしは、多様な有形・無形の文化資源を生み、日常生活に根ざす形で各地域において育まれ、連綿と守り伝えられている。

平成 26（2014）年には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が創設した「創造都市ネットワーク」の食文化分野への加盟が国内で初めて認められ、地域の豊かな食文化に関心が高まっている。また、文化庁の「日本遺産」に連続して認定されるなど、本市の多様な文化資源にも注目が集まっている。平成 30（2018）年には鶴岡市文化会館「荘銀タクト鶴岡」がリニューアルオープンし、文化芸術の拠点施設として広く利用されている。

（ア）文化資源の保存・継承・活用

本市の文化財や民俗芸能などの文化資源は、人口減少、少子高齢化による担い手不足、資金不足などの課題を抱えているところが多く、特に人々の生活に密接に関わる民俗芸能や伝統行事は、生活スタイルの変化やコロナ禍により簡素化されたり、廃絶してしまったものもあり、存続が困難な状況になってきている。文化資源に関わる人たちの保存・継承に対する気持ちは強く、固有の文化資源として大切にしていくことが求められている。

（イ）多様な文化芸術の創造と発展

文化芸術を担ってきた団体は高齢化や担い手不足が続いている、個人や団体が個別に活動するだけでなく、それぞれの分野が相手を尊重し、必要な力を貸し合うことも重要になっている。反面、若い人たちからは既存の組織にとらわれない活動を望む声があり、担い手を育てることの大切さも多くの方が感じている。

（ウ）文化芸術の根づいた活力ある社会

人口減少や高齢化が多くの地域で課題となる中、文化芸術は教育や福祉、観光や地域づくりなど多くの分野と密接な関わりがある。文化芸術が多くの分野と連携していくと、活力ある社会づくりにつながる。

②その対策

（ア）文化資源の保存・継承・活用

本市の文化財、民俗芸能、文学資料など有形・無形の文化資源を、住民自らが地域の文化として理解し、次代に継承できるよう住民の主体的な保存・継承活動を支援するとともに、文化資源をまちづくりや地域活性化に生かすため、公開や活用に努める。

（イ）多様な文化芸術の創造と発展

本市の特性である優れた文化芸術活動の伝統を継承発展させ文化振興を図るため、

市民主体の文化芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、舞台芸術、展示、交流の場として文化会館、アートフォーラムなど拠点となる文化芸術施設の運営充実を図る。

(ウ) 文化芸術の根づいた活力ある社会

多くの分野と関わりが深い文化芸術活動を通じて、コミュニティの維持や地域の活性化など地域課題の解決につなげる。

(2) 目標値

	基準値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
文化財施設入館者数	791,973 人	1,046,000 人
新たな活動を促すアートイベントの実施	3	5
高齢者向け文化プログラムの実施	1	5

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
地域文化の 振興等	地域文化振興施設等	地域文化振興施設	地域文化振興施設整備事業 鶴岡市・団体等
	過疎地域持続的 発展特別事業	地域文化振興	地域文化振興事 業 鶴岡市・団体等
		地域文化振興施 設管理運営事業	鶴岡市・団体等

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー

① 現況と問題点

国のエネルギー政策の転換や脱炭素社会の実現に向けた動きの中で、再生可能エネルギーへの期待は高まっており、本市においてもこれまで「鶴岡市地域エネルギービジョン」に基づき導入が進められてきた。一方で、再生可能エネルギーの更なる導入拡大や地産地消の推進、家庭や事業所などの小規模分野への普及、災害時に備えた分散型電源の確保、自然環境・景観・地域文化との調和などが課題となっている。

② その対策

太陽光、風力、バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入を推進し、地域内のエネルギー循環と経済効果の創出を図る。

(2) 目標値

	基準値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
再生可能エネルギーの年間発電量	3,013 TJ	3,100 TJ

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー等導入推進事業	鶴岡市
	過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	鶴岡市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に実施する。

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	備考	
			内容	効果
2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	移住・定住促進事業	鶴岡市	本市への移住・定住を支援する。
	移住・定住	婚活支援事業	鶴岡市	結婚を希望する若者を地域社会全体で支援できる環境づくりを推進する。
	移住・定住	多文化共生推進事業	鶴岡市	国際交流拠点である出羽庄内国際村等の機能を活用し、在来外国人のサポート体制や受け入れ態勢の充実を図る。
	移住・定住	関係人口創出・拡大事業	鶴岡市	二拠点居住やワーケーションなどを推進し、関係人口の創出・拡大を図る。
	地域間交流	地域間交流推進事業	鶴岡市・団体等	国内外友好都市等と交流を行う。
	人材育成	人材育成推進事業	鶴岡市・団体等	地域内の関係者と連携しながら、地域振興に資する人材を育成する。
3.産業の振興				
過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	農林水産業対策推進事業	鶴岡市・団体等	本市内の農林水産物の生産～流通までの対策を支援する。
	商工業・6次産業化	商工業・6次産業化対策推進事業	鶴岡市・団体等	本市内の商工業品の生産～流通までの対策を支援する。
	観光	観光推進事業	鶴岡市・団体等	本市内の観光業を支援する。
	観光	観光・レクリエーション施設管理運営事業	鶴岡市	本市内の観光・レクリエーション施設の管理運営を行う。
	企業誘致	企業誘致対策推進事業	鶴岡市・団体等	本市内に企業を誘致したり、事業創出を支援する。
	その他	就職支援推進事業	鶴岡市・団体等	進学や就職により鶴岡を離れた若者の地元回帰や、高等学校新卒者の地元定着を促進する。
4.地域における情報化				
過疎地域持続的発展特別事業				
	情報化	地域情報通信基盤施設管理運営事業	鶴岡市	地域情報通信基盤施設の管理運営を行う。

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考	
				内容	効果
	情報化	テレビ共聴組合支援事業	鶴岡市	テレビ共聴組合を支援する。	地域の情報化を進める取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	デジタル技術活用	デジタル技術活用事業	鶴岡市	地域におけるデジタル技術の活用を推進する。	地域の情報化を進める取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
5.交通施設の整備、交通手段の確保					
	過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	交通輸送対策事業	鶴岡市・団体等	市民の日常生活に不可欠なバスの運行を確保する。	公共交通の充実・補完を図る取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	交通施設維持	道路等維持事業	鶴岡市	道路や橋りょうなどの維持管理・補修を行い、道路交通の安全確保と生活環境の向上を図る。	道路交通の安全確保と生活環境の向上を図る取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	交通施設維持	除雪対策事業	鶴岡市	道路、公共施設の除雪作業等を実施する。	道路交通の安全確保と生活環境の向上を図る取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	その他	道の駅等管理運営事業	鶴岡市	道の駅等の管理運営を行うとともに、高速道路の未供用区間の建設促進を図る。	高速道路利用を促す取組であり、利便性が高く住みやすい地域づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
6.生活環境の整備					
	過疎地域持続的発展特別事業				
	生活	消防施設管理運営事業	鶴岡市	消防施設等の適切な維持管理により、地域ごとの消防力を充実させ、地域消防・防災体制の強化が図る。	消防施設の管理、体制整備等の充実を図る取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生活	火葬場管理運営事業	鶴岡市	鶴岡斎場及び藤島斎場の適切な維持管理を行う。	斎場管理の取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生活	市営住宅管理運営事業	鶴岡市	市営住宅の適切な維持管理を行う。	市営住宅管理の取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生活	公園管理運営事業	鶴岡市・団体等	公園の適切な管理を行う。	公園・緑地等管理の取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生活	克雪対策事業	鶴岡市・団体等	雪下ろしなど克雪対策を支援する。	雪下ろし等の作業を支援する取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生活	空き家対策事業	鶴岡市	適正管理の責務を所有者等から改めて認識してもらうことにより、良好な住環境の維持向上を図る。	空き家の適正管理・有効活用に関する取組であり、安全・安心に生活できる住環境の維持・向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	環境	環境対策推進事業	鶴岡市・団体等	本市の自然環境、生活環境の保全・維持を行う。	環境保全・地域資源活用や廃棄物の適正な処理に関する取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	環境	ごみ処理施設管理運営事業	鶴岡市	本市のごみ処理施設の管理運営を行う。	廃棄物の適正な処理に関する取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	環境	自然環境学習施設管理運営事業	鶴岡市	自然環境学習施設の管理運営を行う。	生涯学習の機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考	
				内容	効果
	防災・防犯	地域防災・防犯対策事業	鶴岡市	地域の防災力、防犯力の向上を図る。	防災や防犯に関する取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	その他	庁舎・市有財産管理運営事業	鶴岡市	庁舎や市有財産の適切な維持管理を行う。	市有財産の適正管理・有効活用に関する取組であり、安全・安心に生活できる住環境の維持・向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	基金積立	公共施設整備基金事業	鶴岡市	公共施設整備基金の積立を行う。	公共施設等の整備及び除却等の財源として活用することで、地域の持続的発展に資する。
7.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					
	過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉	児童福祉施設運営事業	鶴岡市	児童福祉施設の管理運営を行う。	保育等の環境整備に関する取組であり、児童の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	子育て支援センター運営事業	鶴岡市	子育て支援センターの管理運営を行う。	保育等の環境整備に関する取組であり、児童の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	児童館等運営事業	鶴岡市	児童館等の管理運営を行う。	保育等の環境整備に関する取組であり、児童の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	放課後児童クラブ等運営事業	鶴岡市	放課後児童クラブ等の管理運営を行う。	保育等の環境整備に関する取組であり、児童の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	児童福祉推進事業	鶴岡市	保育や教育を必要とする子どもに対する支援や、豊かな感性や健康な心身を養う事業を行う。	保育等の環境整備に関する取組であり、児童の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	子ども・子育て支援事業	鶴岡市	保育や教育を必要とする子どもに対する支援や、豊かな感性や健康な心身を養う事業を行う。	子ども・子育ての環境整備に関する取組であり、児童及び保護者の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	児童手当等支給事業	鶴岡市	児童手当等の支給を行う。	子ども・子育ての環境整備に関する取組であり、児童及び保護者の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	児童福祉	母子福祉事業	鶴岡市	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を行う。	子ども・子育ての環境整備に関する取組であり、児童及び保護者の健全な育成に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	高齢者・障害者福祉	高齢者・障害者福祉施設管理運営事業	鶴岡市	高齢者・障害者福祉施設の管理運営を行う。	高齢者の社会参加、介護予防、認知症対策等の取組であり、地域で安全・安心に生活できる環境づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	高齢者・障害者福祉	高齢者・障害者施策推進事業	鶴岡市・団体等	高齢者の健康管理や障害者の自立支援などの施策を行う。	高齢者の社会参加、介護予防、認知症対策等の取組であり、地域で安全・安心に生活できる環境づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	健康づくり	健康づくり推進事業	鶴岡市	健康検診や予防接種、健康づくり活動を推進する。	健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着させていくための取組であり、生き生きとした生活に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	健康づくり	健康づくり関連施設管理運営事業	鶴岡市	健康づくり関連施設の管理運営を行う。	健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着させていくための取組であり、生き生きとした生活に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	その他	プレーパーク管理運営事業	鶴岡市	プレーパークの管理運営を行う。	子どもの創造性や主体性を向上させる環境づくりの取組であり、生き生きとした生活に繋がることから、地域の持続的発展に資する。

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	備考		
			内容	効果	
8.医療の確保					
過疎地域持続的発展特別事業					
	自治体病院	病院管理運営事業	鶴岡市	病院の管理運営を行う。	地域医療の充実を図る取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	その他	地域医療推進事業	鶴岡市	多職種協働により包括的かつ継続的な医療・介護を提供する体制を推進する。	地域医療の充実を図る取組であり、安全・安心に生活できる環境の維持に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
9.教育の振興					
過疎地域持続的発展特別事業					
	義務教育	学校等管理運営事業	鶴岡市	学校や給食センターなど関連施設の管理運営を行う。	きめ細かな支援や学校教育を取り巻く変化への対応など、児童生徒の教育環境を充実させる取組であり、魅力的な子育て環境づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	高等学校	学校通学対策事業	鶴岡市	遠距離から通学する高校生等に対する支援を行う。	遠距離通学に伴う経済的負担を軽減する取組であり、子育てしやすい環境づくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習振興事業	鶴岡市・団体等	生涯学習する機会を創出する。	生涯学習の機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	スポーツ振興事業	鶴岡市・団体等	スポーツする機会を創出する。	スポーツの機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	公民館類似施設管理運営事業	鶴岡市	公民館類似施設の管理運営を行う。	生涯学習の機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	コミュニティセンター等管理運営事業	鶴岡市	コミュニティセンター等の管理運営を行う。	生涯学習の機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	図書館等管理運営事業	鶴岡市	図書館等の管理運営を行う。	生涯学習の機会提供と自主的な活動を促す取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	生涯学習・スポーツ	スポーツ施設管理運営事業	鶴岡市	スポーツ施設の管理運営を行う。	スポーツ環境の整備、スポーツ関連団体を支援・育成する取組であり、地域社会の活性化に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	その他	学生支援事業	鶴岡市	奨学金返済支援など学生支援を行う。	進学に伴う経済的負担軽減と、地元回帰を促す取組であり、人口減少対策に寄与することから、地域の持続的発展に資する。
10.集落の整備					
過疎地域持続的発展特別事業					
	集落整備	過疎対策推進事業	鶴岡市・団体等	住民と行政の協働のもと、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた実効性のある集落対策を推進する。	地域が抱える問題や課題について、住民が関係者との調整・連携により、我が事として関わり行動していくことを促す取組であり、地域力の向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	集落整備	地域コミュニティ推進事業	鶴岡市・団体等	住民自治組織と連携し、地域の課題解決に向けた取組や組織運営を支援する。	地域が抱える問題や課題について、住民が関係者との調整・連携により、我が事として関わり行動していくことを促す取組であり、地域力の向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域活性化基金事業	鶴岡市	過疎対策地域活性化基金の積立を行う。	過疎地域における集落の維持及び活性化に向けた事業推進の財源として活用することで、地域の持続的発展に資する。
11.地域文化の振興等					

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	備考	
			内容	効果
過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興	地域文化振興事業	鶴岡市・団体等 地域文化、地域資源を継承・保全しながら活用して地域振興を図る。	地域内に残る文化等を継承する取組であり、文化や芸術の伝承と振興に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
	地域文化振興	地域文化振興施設管理運営事業	鶴岡市 地域文化振興施設の管理運営を行う。	地域内に残る文化等を継承する取組であり、文化や芸術の伝承と振興に繋がることから、地域の持続的発展に資する。
12.再生可能エネルギーの利用の推進				
過疎地域持続的発展特別事業				
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー等普及促進事業	鶴岡市 再生可能エネルギー等の普及促進を行う。	再生可能エネルギーの利用拡大を促す取組であり、防災などの地域力の向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する。